

電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム

令和3年12月24日

14時30分～17時20分

【司会（浅川調査専門官）】 皆様、こんにちは。ただいまより、主催 総務省電気通信紛争処理委員会、協力 一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般財団法人日本データ通信協会によりまして、「電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム～デジタル新時代に向けて：事業者間調整の最前線～」を開催いたします。

私は司会を務めます電気通信紛争処理委員会事務局の浅川佐和子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

当委員会は、平成13年11月30日に電気通信事業者間の紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として設置され、本年発足20周年を迎えました。本シンポジウムは、この機会を捉え、情報通信分野における紛争処理制度、中でも、当委員会が実施主体となるあっせん・仲裁につきまして、その意義や効果、今後期待される役割等に関し、当委員会委員及び特別委員に加え、有識者の方々や関係事業者の方々のご参画をいただきまして、議論を深めることを目的として開催するものです。

本日の構成ですが、第1部として基調講演と個別講演を行い、休憩を挟み、第2部としてパネルディスカッションを行うこととしており、17時20分目途終了となっております。

●開会挨拶

【司会（浅川調査専門官）】 それでは、開会に当たりまして、金子恭之総務大臣よりご挨拶申し上げます。

【金子総務大臣】 総務大臣の金子恭之です。電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウムの開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本委員会は、情報通信分野において、急速な技術革新や競争環境の変化、それに伴うサ

サービスの高度化・多様化を背景に、事業者間の紛争が高度化・複雑化している状況を受け、これを迅速かつ効率的に処理する専門組織として平成13年11月30日に設置されました。以来、本委員会が所管する分野を拡大しつつ、あっせん・仲裁事案の処理、総務大臣からの諮問に対する審議・答申、総務大臣への勧告を通じた個々の紛争事案の解決などにより、情報通信市場の競争促進、ひいては、利用者料金の低廉化にも貢献してきました。

今後、情報通信分野においては、5Gの本格的な普及など、サービスが高度化・多様化していく中、事業者間の紛争もより一層高度化・複雑化していくことが想定されます。特に携帯電話については契約数が1億9,000万を超え、国民生活や社会経済活動に必要不可欠なサービスとなっており、利用者が多様なサービスを低廉な料金で利用できるようにするため、事業者間の公正競争の確保が極めて重要となっております。これらの観点から、事業者間の紛争を公正かつ迅速に解決する本委員会の果たす役割は、今後さらに重要になっていくものと考えます。

田村委員長をはじめ、委員の皆様におかれましては、これまでのご貢献に感謝申し上げますとともに、引き続き、より多様で低廉な携帯電話サービスの実現をはじめとする情報通信産業の健全な発展にご尽力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本シンポジウムが、活発な議論を通じて、本委員会の役割・活動に対してさらなる理解を深める契機となりますことを祈念し、私からの挨拶とさせていただきます。

【司会（浅川調査専門官）】 金子大臣より挨拶申し上げます。

●第1部

・基調講演（1）

【司会（浅川調査専門官）】 続きまして、基調講演（1）としまして、東京大学大学院理学系研究科教授・前東京大学総長、五神真様より、「Society 5.0と情報通信」と題しましてご講演いただきます。

五神様におかれましては、総務省「Beyond 5G推進戦略懇談会」の座長をお務めいただくなど、我が国の情報通信技術の進展に関しまして、平素からご指導を賜っております。

なお、本講演終了後には、質疑応答の時間を設けることとしております。

それでは、五神様、よろしくお願いいたします。

【五神氏】 ご紹介ありがとうございます。ただいまご紹介いただきました東京大学の五神です。本日はお招きいただきましてありがとうございます。ここにありますように、

「Society 5.0とこれからの情報通信」という形で、我々が日頃議論してきたことなどを紹介しながら、皆様とともに考えていきたいと思えます。

ご承知のように、今地球規模の課題というものが非常に顕在化しているということであり、もちろん今まさにコロナというものとの戦いというのは地球規模の課題であります。そして、温暖化も非常に深刻な問題としていろいろなところで顕在化しているということでもあります。ここに台風の衛星写真がありますけれども、私たちが子供の頃も大きな台風は時々来ましたが、この目のくっきりした大きな台風の頻度は明らかに増しているということで、温暖化の影響は確実に来ていると思えます。

その中で、日本も、2020年の10月、菅首相のときに、カーボンニュートラル宣言というものを明確に伝えるということを表明することになりまして、世界でもこのところ2050年カーボンニュートラルに向けて、経済、社会が大きく変わるということを実感しているところでもあります。

岸田首相もCOP26や世界リーダーズ・サミットでカーボンニュートラルということを明確に述べておられますし、COP26でも産業革命以降の温度上昇を1.5度に抑えるということがマストであるということが世界的にも確認されたという状況になっています。しかし、それに向けた調整はなかなか困難であるということも実感しているところがあります。

地球の地質学的な歴史で見ますと、実は1万1,700年以前では氷河期が度々訪れてきたという状況であります。それがこの1万1,700年前から最近、この1万2,000年間の間で、完新世(Holocene)と呼ばれるように、この基本の図から明らかなように、例外的に温暖な安定した環境ができてきていると。その中で農耕文明ができ、いろいろな文明が出てきたという中で我々が暮らしているというわけであります。

それがこのところ急激な温度上昇に転じているということから、いろいろな問題が生じてきているということでもあります。このことはコロナの感染拡大も同じですけれども、人間の活動自身が地球全体に影響を及ぼしているということが共通であるということでもあります。

私、6年間総長を務めておりましたけれども、その間いろいろな世界の方々とも交流する機会がありました。その1人であるヨハン・ロックストローム博士、今はポツダムインスティテュートのセンター長でありますけれども、ロックストローム博士は環境科学、科学的なデータから、地球がもう我々がコントロールできなくなるような限界に近づいてい

るといふことに警鐘を鳴らしているといふことで、人新世（Anthropocene）といふものに突入しているのだといふことを度々指摘されています。

こういったものが科学的にも明確になりつつある中で、我々が何をする必要があるのだろうかといふことが課題になるわけでありませう。

ちょうど安倍政権のときに、2016年の9月にスタートした未来投資会議といふものに、私も議員として参加いたしましたけれども、そこでは、労働集約型の第一次産業から戦後の工業立国といふことで第二次産業に軸を移して日本は繁栄したと。そこは大量生産・大量消費のモデルでありましたけれども、オートメーションと高度な品質管理によって、廉価で高品質なものを人々に提供し、人々のクオリティ・オブ・ライフが向上するといふモデルでありました。その中で、日本は人口が減少に転じる中で、やはり経済成長をどう求めるかといふふうに見たときに、日本において第三次産業の生産性が低いといふことが課題になっていました。そこで、第二次産業に軸足を置いていたものを第三次に移すべきではないかといふ議論が盛んに行われていた時期でありました。

一方で、21世紀に入って、デジタル技術の革新といふものが一層進む中で、これは本シンポジウムの舞台である情報通信と深く関わっているわけですが、インターネットをベースとした情報のやり取りといふものが高度化してくると。そのような中で、このデジタル革新といふものが明確化する中で、実は一次、二次、三次といふふうな移行ではなくて、産業の種別によらずデジタルによるスマート化が起こっているといふ議論になりました。

例えば、農業ですと、労働集約を資本集約に変えるといふような生産性向上ですと、北海道のような、耕地面積を大きくして機械化を進めるといふような生産性向上がイメージできますが、スマート農業で行われていることは、農地が小さく、分散していても、気象データや、あるいは、いろいろなセンサーを張り巡らせてデータを緻密にとることによって、大きな耕地ではなくても非常に生産性の高い農業ができるといふようなことが紹介されました。

また、ものづくりで言えば、3Dプリンタによるテーラーメイドの、一品生産などのオンデマンド生産といふものもどんどん進んでくる。あるいは、医療で言えば、個々の多様な体調、遺伝情報に依存したようなテーラーメイド医療といふようなものができるといふことで、今まで大量生産・大量消費のときに切り捨てられていた多様な個々の違いをうまくすくい出して価値を生み出していくような社会につながる。スマート化といふものはそ

のようなものにつなげていくための大きな起爆剤になるだろうという議論になってきました。

これは、知恵が価値を生んで、個々の多様性を生かすような、インクルーシブでみんなが活躍できる社会であろうということで、それを我が国が率先した形でSociety 5.0と名づけて世界にアピールしてきたというところでもあります。

そのイメージをもう少し簡単にご紹介しておきますと、資本集約型のときには格好よくて走りのいい車は高い値段がつくので、高い価値があるということである。このモノベースの価値観の中では、例えば、材料があつて、部品があつて、製品がある。もちろん、かっこよくてよく走る、みんなが買いたいと思うものを作るためには、デザインや、人々がどう思うかといった知識、情報も大事なわけではありますが、現在起こっている転換はその主客が転換しまして、その車自身よりも車で何をするかというサービス・ソリューションのほうが価値を生み出すというふうに変換していくというわけでもあります。ただし、ここにおいても、そのモノの重要性は変わらないということでもあります。

しかし、この転換がなぜ起こったかということを考えますと、インターネット上のデータのやり取りが高度化する、ネット上に蓄積されている大きなデータをAI解析、特にディープラーニングなどの技術がこの数年急伸したこともありまして、一挙に解析することが非常にうまく回るようになってきているということがあります。その中で、明らかな不連続の転換が起きているというふうにも実感してきたということでもあります。

これを2016年から始まった第5期の科学技術基本計画で、Society 5.0というキーワードを入れたわけではありますが、実は第5期の科学技術基本計画の文章を見ますと、そのSociety 5.0というものが何なのかということは必ずしも明確には語られていないということがありました。

そこで、東京大学は、経団連と、年金の機構であるGPIFと、その3者の異色の共同研究を行いまして、これはESG投資とSDGsの関係について研究しようという中の共同研究でありましたけれども、そこでSociety 5.0とは何かということを一応明確に定義しようということで、このような形で定義を述べました。デジタル革新でフィジカルとサイバーの空間が高度に融合し、安心して快適な暮らしと、新たな成長機会を皆で創り出していくと、そのような持続可能で、誰もとり残されない人間中心の社会だというふうに述べたわけでもあります。

ここで重要なことは、新たな成長機会を皆で創り出していくというところでもあります。

これはインクルーシブ・グロース、ワールドエコノミックフォーラムなどではそういった議論も進んでいたわけですが、モノをベースとした成長には明らかに限界があると。そのような中で、成長を放棄するのではなく、成長の定義をきちんと再検討しながら、DXを活用して包摂を目指していこう、そのようなことであります。

私たち大学人としては、成長をやめましょうというフレーズは非常に不都合だというふうに直感できるわけでありまして。というのは、我々が手にできている知恵というのはまだまだごく一部でありまして、あるいは、その手にしている知恵の中でも使えているのはさらに一部でありまして、知恵を拡張していくことによって課題が解決できるはずだと。そのために、そのようなことに参加したいという人々、若者たちをエンカレッジするためには、やはり成長を放棄するというわけにはいかないわけでありまして。

このようなわけで、デジタル革新というものは、今までは難しかった個別の多様な状況をこまめにきめ細かく配慮するという新しいチャンスを生み出してくるということではありますけれども、それが必ずしもSociety 5.0、知恵が価値を生むインクルーシブかつサステナブルな社会に自動的につながるわけではないということも事実であります。例えば、データというものは、既にデータを持っている人のところにどんどん集まるといった傾向がありますので、既に持っている企業や国家が独占してしまう、データ独占社会、デジタル専制主義ということに陥ってしまう可能性があります。

一方、コロナの中でデータというものをどう使うかということ考えたときに、これを強い権力を持っているところが一元的に集中管理することが非常に有効だということも事実だということ認識しているわけですが、そうしますと、個々の人たちの意欲をかき立てるような自由さというものを失ってしまうような管理社会に陥るかもしれない。デジタル革新というものは大きな加速要因として使いたいわけでありましてけれども、両側には大きな奈落があって、この細い尾根をどうやってみんなで意思を持ってよい社会をつかみ取っていく努力を続けられるかということが問われているということでもあります。

この数年を見ますと、データのやり取りは非常に情報量が多くなったということ、普通の生活をしていても実感するわけでありまして、この左側の図は2004年から2020年までの日本のトラフィック上のデータのアップロードとダウンロードのグラフであります。2011年、12年頃から急激にダウンロードが伸びているのは、やはり動画のやり取りというものが非常に普及したということになります。COVID-19の発生によって、この情報量がぐっとさらに加速しているということでもあります。

右側は、この間の1週間の中で、皆様が何時頃にどれぐらい情報のやり取りをしているのかを見ていったものでありますが、昼間の情報量などはやはりコロナでぐっと伸びている、全体の情報量も非常に増えているという状況でありまして、コロナの中での暮らしの中で、デジタル革新が我々の生活の中でも非常に急拡大、急加速している。言葉を換えれば、このデジタル革新、この情報通信を使う技術が進歩していなければ、コロナを乗り越えることは非常に難しかったのではないかというようにも思うわけでありまして。

例えば、コロナの中で、私たちは人流のデータというものを日々ニュースなどで見ることができるといってわけでありまして、これは携帯電話の基地局の情報を通じてそれぞれの地域でどのぐらい人が動いているかを推計しているということでありまして、こういったものが、時々刻々変わるデータを皆様が見ながら行動の選択をし、個々の行動判断の中で全体に対してよくなるような行動を選ぶという可能性が出てきたという例になっているわけでありまして。

このリアルタイムのデータというのは今後ますます重要になると考えていまして、特に自由な判断をしながらも全体が調和的に発展を牽引していくような仕組みを生み出すベースになるだろうと思います。

もう1つのデータの例として、病院に行ったときに、その診療記録がレセプトという形で、オンラインでデジタル化されて登録されるというものがあります。このレセプトデータはそれぞれ病院でどのような治療を受けたかというものが記録されるものでありますので、それをAIなどを使って分析すれば、どのような病気かもある程度推計できるというものであります。あるいは、どこに住んでいる人がどこの病院に行ったかという人のモビリティに関するような情報も書き込まれているわけでありまして。ですから、もしこのデータをリアルタイムでモニターすることができれば、コロナの感染がどのように広がっているかということも推測することができるというわけでありまして。

現在日本の場合、このデータは一月ごとに月次更新ということになっていて、月次更新ですので、コロナの感染をこれでリアルタイムでモニターすることはできませんが、お隣の韓国ではこれは日々更新になっているということでありまして、これを月次から日々にすれば、このデータがいわばリアルタイム化されるということでありまして、様々な活用が期待されるということで、これは医療以外にも、モビリティ政策などにも使えるというものであります。

このようなわけで、先ほどの細い尾根を何とか渡って行ってよい社会に行こうというこ

とですが、その基本となるのは科学技術のイノベーションはもちろん大事であって、エコでセキュアにデータを使うためには科学技術をもっともっと鍛えていかなければいけない。しかし、それが全体としてよい活動になるためには、社会システムや経済メカニズムも新しいタイプのものをクリエイトしていかなければいけない。

ここは東京大学の総長をしていたときにつくづく感じたわけですが、こういった三位一体で連携させるという意味では、やはり総合知が必要で、総合大学の役割も重要だと感じたわけであります。

ここで大事なことは、データ活用によって、個人、企業、国といったものの行動あるいは政策を変容させていくという仕組みを入れるということであります。地球環境というのはグローバルなコモンズであります。実は私たちは既に、日々の行動選択においてサイバー空間上のデータを見ながら行動選択をしている。その卑近な例で言えば、ご飯をどこのレストランに食べに行こうかというときに、スマホを見てちょっと調べてみよう、どういう評判だろうということで行動選択をしているわけであります。ですから、サイバー空間と我々が暮らしているフィジカル空間はもう既にかなり融合している。フィジカル空間である地球をコモンズとして、みんなにとってよりよいものとして守り育てていくためには、それとくっついているサイバー空間をコモンズとして守っていくことが極めて重要であるということで、東京大学ではグローバル・コモンズ・センターを2020年8月に発足しまして、サイバーとフィジカルを一体で地球をサステナブルにするためにはどうしたらいいのか、あるいは、データの利用をどうしたらいいのか、あるいは、プライバシーの保護をどういうふうに考えていくべきかということを検討したいということで、活動を始めたところであります。

もう一方、サイバー空間上のデータというものは極めて重要で、それをリアルタイムに使おうという話をしましたけれども、大きな問題は、そういったものを行動変容を促しながら全体の調和的な発展につなごうとすると、やはりネットワークというものが良質であることが極めて重要で、小さな遅延で安定して大量のデータを伝送することが求められます。そのリアルタイムがどのぐらいの意味でのリアルタイムでなければいけないかは用途に応じて変わるわけでありますが、例えば、遠隔医療の場合、遠隔手術でロボットを動かしたいというようなときには、10ミリ秒以下ぐらいできちんと安定でないといけないということが起こるかもしれません。

一方で、こういったものを高度化するときの大きな問題は消費電力でありまして、今の

システムのままですと、これはSociety 5.0を実現するために地球環境に大きな負荷をかけてしまうことになってしまうということでもあります。

20世紀の終わり頃に始まり発展したインターネットではありますが、我々の生活全体をリアルタイムのデータ活用を支えていくシステムとして発展させていくためには、その仕組みを大きく見直すという時期が近づいているように思っています。こういった情報のやり取りをどうするかということ、脱炭素の環境制約が極めて高まっているということは、いろいろな意味で困難もありますけれども、新たなビジネスチャンスが到来しているということで、これを私はSociety 5.0ビジネスというふうに呼んでいるところであります。

そのような中で、1つ大学の関係者としてお伝えしたいことは、学術研究に使っているネットワークというのが実は結構すばらしいものになっているということでもあります。これはScience Information NETwork、SINETと言われるもので、国立情報学研究所が全体に提供しているものでありますが、全都道府県を100Gbps以上の高速で接続できています。なぜこんな高度なものが既に出来上がっているかということ、素粒子の実験化のように、極端な巨大なデータを分散処理で皆で解析しなければいけないというような学術ニーズがあったからであります。現在これを次のバージョン、SINET6にアップグレードするというプロセスが進んでおりまして、主要なところが400Gbpsになると言われています。

こういったネットワークのバックボーンを日本列島の上で持っているということの価値を述べておきたいと思いますが、これは地図の縮尺をそれぞれ合わせて日本列島とイタリア、カリフォルニア、中国、オーストラリアというふうを示したのですが、このSINETだけを見ても、日本列島は例外的に高度な高密度ネットワークのバックボーンを持っているということが言えます。このような光ネットワークを持っているということは、リアルタイムデータ活用が本格化するときに、これとモバイル技術を組み合わせるわけですが、極めて優位な立場にあるとも言えるわけです。

このSINETを通常のインターネットと比較しますと、ネットワークがシンプルで経路もシンプルで遅延が少ないということと、全都道府県につながっている。その結果として、輻輳がほとんど発生しないということがあります。SINETはいわば高速道路のようなもので、通常のインターネットが一般道とも言えます。このSINET、学術ネットワークではありますが、このノードを管理しているのは大学や研究機関ですので、より産学連携などを通じて、学術だけではなくて、先進的なデジタルネットワーク網の、

基盤インフラのテストベッドのような形で活用できないかということをご提案しているわけ
であります。

大学群が連携した形で、東大が中心に声かけをしたわけですが、データサーバのプラッ
トフォームを構築しようという動きも進んでいます。あるいは、文部科学省が進めたG I
G Aスクール構想という施策があります。これは小中高3万6千ある学校をデジタル化す
るというものであります。その結果として、端末を生徒に1台ずつ配ることが行
われたわけですが、もしS I N E Tと小中高がきちんとつながることができると、大学
をハブとして日本列島が一気に高度なスマートアイランドになるということで、Society
5.0を支えるバックボーンとして使えるのではないかと思えるわけであります。

さて、データ駆動、リアルタイムでデータを使うということですが、そのイメージを私
なりに絵に描いたものがこの図であります。そのためには大容量で低遅延の処理、ある
いはセキュリティ、エネルギー効率、経済安全保障というものが重要だということになり
ます。

こういったものを考えますと、幾つか重要技術が今非常に問題になっているというこ
とがあります。モバイル網についてはBeyond 5Gということで、私も深く関わっているもの
であります。もう1つは量子コンピュータ、量子技術、そして、何よりもバックボーン
として重要なのが半導体技術であります。

半導体は今、経済安全保障の観点からも極めて重要になっておりまして、この図は東京
大学が2019年11月にTSMCと包括連携をして、最先端のチップ、ナノメートルの
スケールのチップというもののハブが、日本にはなくなってしまったわけですが、
それについての試作製造を民間の企業が行いたいときに、大学をゲートウェイとしてT S
M Cとつなぐという活動を既に開始しています。

量子コンピュータについては、私、物理学者ですので、量子コンピュータの研究は非常
に専門が近いわけですが、これもこの数年で、その想像をはるかに超えた勢いで進
んだ分野の1つであります。既にI B M、Googleといったところは量子コンピュータを実
際に使うという活動が具体的に進んでいます。東京大学ではI B Mの量子コンピュータの
実際に動く機械を日本に導入するということをしてI B Mと連携して進めまして、ここにある
ような企業群とともに、その実機を使うという活動が具体的にスタートしています。

情報通信の中心課題であるモバイルについては、皆様に対しては釈迦に説法だと思いま
すけれども、5Gというものが具体的に進んでいるわけですが、まだミリ波の領域の利用

は途上でありまして、これはローカル5Gの中でより高度化していくことを進めていかなければなりません。

そして、2030年にはその先ということで、Dバンド、あるいは、300ギガぐらいのところを使うということが起こってくるだろうということで、それに備えようという活動を進めているわけでありまして。

この2030年というのは、例えば、カーボンニュートラルで言えば46%削減という目標を掲げた年でもありますので、この2030年は非常に重要な年になるだろうというふうに思います。

Beyond 5Gについては、まだDバンドあるいは300ギガをどう使うかということは技術的にも課題がたくさんありますし、それに対してどういうルールを作るかということも重要であることから、産業界と連携して、キャリアだけではなくて、経団連などにも入っていただいて、こういったコンソーシアムも進めているというところでありまして。

大事なことは、やはり国際的な競争・協調をどういうふうにするかということだと理解しています。

Beyond 5Gに求められる機能等というもの、ここに我々が示している絵をご覧くださいければと思います。

東京大学では、このBeyond 5Gあるいは半導体、量子、実は技術課題としては、非常に重なるものが多いので、この3つのイニシアティブを作りながら、連携させて、統合的に技術課題を抽出し進めていこうという体制をとっています。

Beyond 5Gについては、東京大学の中尾教授を中心とした次世代サイバーインフラ連携研究機構を立ち上げて、そこにあるようなことを進めています。

これが最後のパウポでありますけれども、Society 5.0のビジネスを、チャンスとして進めていくということを言いました。これはリアルタイムデータの活用によって生じる高付加価値なものを、そのようなエコ、セキュア、安全安心、格差なく提供するというものであります。

防災などを見ましても、例えば、気象庁が提供する降雨のデータと下水のデータ、河川のデータなどを組合せてAI解析をすれば、例えば、西日本豪雨のときにどの地域で30分後にこのような洪水が出たとAIで推測することができるということでありまして。現段階では、過去に取ったデータを解析してみると確かにそのようなことが起こったことが説明できるという状況ですが、それを高度なネットワーク、あるいはモバイルなどを通じてリ

アルタイムで処理をしながら逐次推計をしていくということであれば、30分後に起こる洪水を、起こる前に予測する、5分後にはもう予測できるということが起こるとすれば、同じデータを使って同じ計算量を使った解析をしても、出てくる結果が後で分かるというのと事前に分かるというのでは付加価値が全然違うわけでありまして、そのようなところに大きなビジネスチャンスもあるだろうと思うわけでありまして。

コロナの中でデジタル環境を使うということが半ば必須になった中で、かなりDXが浸透した面もあるわけで、一方で、日本ではDXが進んでないということも実感したということでもありますので、このタイミングを転換のチャンスとして捉えるということが極めて重要であろうと思います。

それから、ごく最近の変化としては、やはりカーボンニュートラルというものが、新しい制約ということで、大きな産業構造の変化が必須であるという状況に私たちが追い込まれたとも言えますが、そのような状況になっているということも加速要因として、チャンスとして捉えるということが極めて重要だろうと思います。

そのような意味で、Society 5.0を、ビジネスのチャンスというふうに国家全体で捉えて、いろいろなことを産官学民で連携して進めていかなければいけない。それが何よりも持続可能で誰も取り残されない新しい成長の機会をみんなで作っていくと、成長をやめましょうというのではなくて、みんなで新しいタイプの成長を生み出していこうという機会として活用したいということが重要ではないか思います。

以上です。ご清聴ありがとうございました。

【司会（浅川調査専門官）】 五神様、ありがとうございました。

続きまして、質疑応答を行いたいと思います。ご質問を希望される方は、Zoomウェビナー画面下部に表示される「手を挙げる」ボタンにより挙手をお願いいたします。司会よりご質問いただく方を指名させていただきます。指名された方は画面上にミュート解除のお願いが表示されますので、「ミュートを解除」のボタンを押していただき、ご質問をお願いいたします。

なお、質問の内容に関しましては、ただいまご講演いただいた内容に関するものに限らせていただきます。

また、冒頭に、氏名または所属先をお知らせいただきますようお願いいたします。

なお、YouTube LIVEでご視聴の方はご質問いただけませんので、ご了承ください。

それでは、挙手をお願いいたします。

早速会場のほうから挙手がありましたので、お願いいたしたいと思います。

荒川委員長代理、お願いいたします。

【荒川委員長代理】 私、電気通信紛争処理委員会の委員長代理をしております荒川でございますが、紛争処理委員会では通信回線を持っている会社と持っていないサービス関係の会社と一緒に新たな事業を展開しようとするときにいろいろ紛争が起きるので、その解決をしているのですが、先ほどSINETが大変すばらしいネットワークということで、これも大学研究機関だけで使うのはもったいないのではないかとということで、どんどん民間利用をできたらいいと思うのですが、先ほど教育等々で文科省が使われているということですが、例えば、民間の会社にも使ってもらうなど、そのような計画はありますでしょうか。

【五神氏】 この点は、このSINETは、例えば、官公庁のネットワークなど、実は日本の中のいろいろなものと比べても、これだけくまなく包括的につながっているネットワーク構造というのはなかなかない。それで、NTTの電電公社時代からの活動のたまものとして出てきたということがあって、そのファイバー網を持っているNTTとはこのようなものを国全体で使いたいということをお話ししていて、それはウェルカムであるということになっています。

現在働きかけて進めようとしていることは、産業応用については、産学連携を通じていろいろなリアルタイムデータ活用というものや、新しい産業の種をどう作っていくかというようなことをやっていきたいと。光ファイバーネットワークですので、実はこの構造をそのまま使った状態で、例えば、波長多重のような形で、レイヤーを分離した形で、産学連携レイヤー、あるいは、行政サービスに協力するためのレイヤーということも可能であろうということを議論しているということでもあります。

小中高につなぐということがより野心的な構想でありまして、これは3万6千か所全国に、人の住んでいるところに小学校、中学校、高校があるので、これをGIGAスクール構想で想定しているデジタルコンテンツを生徒に配信するというだけでなく、小中高のあるところからデータを全体でリアルタイムで吸い上げるデータ収集のインフラとしても使えるということがポイントで、それをぜひ進めたいということで、行政あるいは関係の方々との議論を進めているという段階であります。ぜひ応援をしていただきたいと思います。

【荒川委員長代理】 どうもありがとうございました。

【司会（浅川調査専門官）】 ありがとうございます。

それでは、もう一方お願いしたいと思います。

当委員会特別委員の眞田特別委員から手が挙がっておりますので、眞田様お願いいたします。

【眞田特別委員】 慶應義塾大学の眞田と申します。大変素晴らしいご講演ありがとうございました。

私もSINET、国産データのプラットフォームというものに非常に興味が湧きまして、それに関してお伺いしたいのですが、勉強不足で恐縮なのですが、こちらのネットワークというのは、例えば、アジア展開やグローバル展開という可能性もございましょうか。

【五神氏】 ここも、私自身の意見というよりも、国立情報学研究所の喜連川所長と日々議論している中での受け売りではありますが、実はアカデミアのグローバルなネットワークがシステムとして存在し得るということで、これも非常に重要だと思っています。特に東アジアのラインなどをどう活用するかということはまだ余地のあるところで、今後グローバル展開が極めて重要になってくるだろうと思います。特にいろいろな意味での経済安全保障などいろいろなことが難しい中で、トラストアンカーとしてのアカデミックというものを使って、データというものは信頼を誰が付与するかによってみんなで使えるかどうかということが決まるので、そのアカデミアのネットワークをきちんと信頼されたもの、データが流通するものという中で使っていくということが経済的にも極めて重要な効果をもたらすだろうと考えています。

【眞田特別委員】 分かりました。ありがとうございます。

【司会（浅川調査専門官）】 皆様、ありがとうございました。

ご質問につきましては引き続きいただいているところではございますが、時間の都合上終了とさせていただきます。ご了承ください。

五神様、ありがとうございました。ご退出いただいて結構でございます。

【五神氏】 ありがとうございました。

・基調講演（2）

【司会（浅川調査専門官）】 続きまして、基調講演（2）としまして、当委員会の田村幸一委員長より、「電気通信紛争処理委員会の実績と今後果たすべき役割」と題しまして講

演いたします。

では、田村委員長、よろしくお願いいたします。

【田村委員長】 電気通信紛争処理委員会委員長の田村でございます。本日はシンポジウムにご参加いただきまして、ありがとうございます。

それでは、スライドをお願いします。

委員会発足20周年という節目に際しまして、私のほうから委員会の実績と今後果たすべき役割ということで、委員会の概要について改めてご説明させていただきます。また、これまでの紛争処理の実績を振り返りながら、今後委員会が果たすべき役割につきまして、所感を述べさせていただきます。

それでは、お手元の資料の2ページをご覧ください。

当委員会の設置・組織でございます。当委員会は電気通信事業者間や放送事業者間などの紛争を迅速・公正に処理するために、電気通信事業法に基づきまして総務省に設置された機関でございます。平成13年11月に電気通信設備の接続等に関する紛争を処理対象としまして発足いたしました。その後、平成23年6月に再放送の同意に関する紛争処理機能が追加された際に現在の名称となっております。

委員会は公正性を確保するために、情報流通行政局や総合通信基盤局といった許認可部門からは独立した専門機関となっております。5人の委員と8人の特別委員により構成されておりまして、独立した事務局も有しております。

資料の3ページをご覧ください。

現在の委員及び特別委員を記載したものでございます。それぞれ法律、経済、会計、通信工学の各分野から選ばれております。

資料の4ページをご覧ください。

当委員会の機能を一覧的に図で示したものでございます。この図にありますように、委員会は電気通信事業者間の接続に関する紛争等につきまして、あっせんまたは仲裁を行うことになっております。これは当事者からの申請を受けまして、委員会が主体となって行うものでございます。

また、総務大臣が主体となって行います協議命令、裁定、業務改善命令等につきましては、総務大臣から諮問を受けまして、それに対する審議・答申を行うことになっております。さらに、競争ルールの改善等につきまして、当委員会で意見がある場合には、総務大臣に対しまして勧告を行うということになっております。

また、この図の一番下に記載されておりますけれども、事務局では事業者間の紛争に関する相談に対応しております。

当委員会といたしましては、こうした機能を果たすことによりまして、紛争の迅速、公正な解決に取り組んでいるところでございます。

資料の5ページをご覧ください。

委員会が主体となって行っております手続の「あっせん」と「仲裁」と、この両者の違いについてご説明させていただきます。

「あっせん」と言いますのは、委員会で指名したあっせん委員が当事者の間に入りまして、当事者相互の歩み寄りを促す手続ということでありまして、あくまで両当事者の合意により進められるものでございます。あっせん案を強制されるということとはございません。

これに対しまして、「仲裁」と申しますのは、最終的に示されます仲裁委員による仲裁判断、これに従うということ当事者が合意した上で進められると、そのような手続でありまして、当事者は手続上の瑕疵がある場合を除きまして、仲裁判断に従わなければならないということになっております。この仲裁判断は裁判所による確定判決と同一の効力を有するというようになっております。この仲裁委員も委員会で指名するということになりませんが、原則として当事者が合意により選定した委員を指名することになっております。

資料の6ページをご覧ください。

少し複雑になりますが、紛争の種類と当事者が利用できる手続をまとめております。

まず、当事者が電気通信事業者同士で、協議の内容が電気通信設備の接続に関する協定や、電気通信設備等の共用に関する協定、あるいは、卸役務の提供に関する契約と、そういった場合に、その協議が不調となったときには、当事者は委員会に対しましてあっせん・仲裁の申請を行うことができます。また、総務大臣に対しまして、協議の開始、再開に関する命令の申立てや、裁定の申請を行うこともできます。

そのほかの紛争につきましては、委員会に対しましてあっせん・仲裁の申請を行うことができますが、一定の紛争につきましては総務大臣が主体となって行う手続を利用することも可能となっております。

資料の7ページをご覧ください。

これまでの紛争処理の実績でございます。紛争処理等の件数というところをご覧くださいますと、当委員会が主体となって行っておりますあっせんと仲裁に関しまして、あっせんが69件、仲裁が3件ということでかなり差が開いております。これは、当事者にとり

まして、仲裁よりもあっせんのほうが利用しやすいと、それが実績に表れているのかなと思われるところでございますが、この点につきましては後ほどパネルディスカッションなどで議論していただきたいと思っております。

そのほか、総務大臣からの諮問に対する審議・答申が11件、勧告が3件となっております。

次に、あっせんにつきまして、事案の内容ごとの件数を円グラフで示しております。大半が電気通信事業者同士の電気通信設備の接続に関するものでありまして、中でも費用負担に関するものが全体の半数以上を占めるという結果でありました。やはりこの辺りが紛争化しやすい部分なのだろうと考えております。

また、あっせんにつきまして、事案の処理結果ごとの件数を棒グラフで示しております。約6割で合意が成立して解決に至ったと、そのような結果でした。当事者間だけでは解決できなかった問題でありまして、あっせん委員が間に入りまして、意見の聴取、あるいは、あっせん案の提示といった手続を通じまして、当事者相互の歩み寄りが促されると、そのようなことから解決に至ることができるということが示されているのではないかと考えております。

なお、この合意が成立して解決した事案につきまして、申請から解決までの期間の平均は3か月程度、87日となっております。当委員会が目指す紛争の迅速な解決という点では一定程度成果が上がっているのではないかと考えております。

資料の8ページをご覧ください。

処理事案の内訳を示したものでございます。

あっせんにつきましては、前のページの円グラフと同じ内容でございます。

仲裁につきましては、3件ともいずれも電気通信設備の接続に関する事案でございましたけれども、当事者の一方から申請がありましたけれども、他方の当事者が仲裁手続を進めることに合意しなかったと、そのようなことで仲裁は実施されておられません。結局あっせんや、総務大臣による協議命令に移行したという結果になっております。

諮問に対する審議・答申につきましては、業務改善命令が3件、裁定が4件などとなっております。昨年6月に答申を行いましたMNOとMVNOとの間の音声卸役務の提供に関する事案、それはここに含まれております。

勧告につきましては後ほど別途ご説明させていただきますので、ここでの紹介は省略させていただきます。

資料の 9 ページをご覧ください。

これまでの紛争処理の傾向を記載しております。まず、処理内容の内訳の 5 年ごとの推移について円グラフで示しております。発足当初は電話あるいは ADSL といった固定通信の比率が 9 割を超えておりましたが、徐々にモバイル通信の比率が増加しております、国民生活におけるモバイル通信の重要性の高まりと、そういったことが反映されているのであらうと思われます。

また、平成 23 年度から 27 年度の間は放送の比重が高くなっております。これは平成 23 年に放送法の改正によりまして、ケーブルテレビ事業者と基幹地上放送事業者、いわゆる民放事業者との間の再放送に関する紛争が当委員会に追加されたということによるものでございます。

次に、処理件数の年度別推移を見てみますと、近年の傾向といたしまして、紛争件数は落ち着いている状況でございます。事例の積み重ねによる契約の慣行化や、競争ルールの整備などによりまして、紛争が未然に防止されるようになったということが影響しているものと考えられるところでございます。

資料の 10 ページをご覧ください。

個々の紛争処理事案から、契約慣行の見直しや、ルール整備の必要性が顕在化するということがありまして、これに関しましては、競争ルールの改善に関する総務大臣への勧告をこれまで 3 回実施しております。その内容といたしましては、固定通信における局舎利用に関するものが 1 件、固定通信とモバイル通信との接続に関するものが 1 件、モバイル通信における MVNO と MNO の接続に関するものが 1 件となっております。

資料の 11 ページをご覧ください。

勧告の具体例といたしまして、平成 19 年 11 月の事案につきまして記載しておりますので、ご参照いただきたいと思います。

この件は、平成 19 年 7 月に日本通信が NTT ドコモの携帯電話網の利用につきまして、協議が整わなかったということで総務大臣に裁定を申請いたしました。これに対しまして、総務大臣は MVNO に利用者料金設定権を認めると、それが相当であるということと、接続料は帯域幅課金とすることが相当だと、そういった内容の裁定をするということで当委員会に諮問を行いました。

当委員会では、同年 11 月に、その諮問内容は概ね適当であると、そういった内容の答申を行いました。これに併せまして、裁定内容を MVNO ガイドラインに反映させるこ

とや、接続料金算定の在り方等に関する適時適切な検討を行うことを総務大臣に対しまして勧告したというものでございます。

その後、担当部局におきましては、この勧告も踏まえまして、MVNOガイドラインを改定して、さらには接続料の算定方法などにつきまして、累次の検討、ルール整備を行っていると考えております。

資料の12ページをご覧ください。

最後に、当委員会が今後果たすべき役割でございます。これまでご説明させていただきましたように、当委員会はあっせん等の機能を通じまして、固定通信、さらには、最近ではモバイル通信を中心にいたしまして、紛争の迅速かつ公正な解決に貢献してまいりましたが、他方では、情報通信分野はモバイル市場をはじめといたしまして、技術・サービスの高度化・多様化が激しい分野でありますし、今後新たな制度の創設に伴う当委員会の機能の追加ということも見込まれておりますので、このような状況におきましては今後新たな紛争事案が増加してくるものと考えております。

例えば、5Gの機能開放に関する新たな課題への対応や、電波につきまして、割当て済み周波数の再編に関する紛争処理への対応といったことが挙げられると思っております。

当委員会といたしましては、今後も関係事業者における理解の増進、認知度の向上、事業者間協議の実態等に関する調査、手続のオンライン化などに取り組むことによりまして、多くの紛争解決に寄与して、我が国の情報通信分野の発展にさらに貢献していきたいと考えているところでございます。つきましては、今後とも皆様方の当委員会に対する一層のご理解とご協力を賜りたいとお願いいたしまして、私の話を終わらせていただきます。

ご清聴ありがとうございました。

【司会（浅川調査専門官）】 田村委員長、ありがとうございました。

・個別講演（1）

【司会（浅川調査専門官）】 続きまして、個別講演（1）としまして、当委員会の小野武美委員より、「情報通信分野における紛争処理の実態」と題しまして、講演いたします。

では、小野委員、よろしくお願いいたします。

【小野委員】 電気通信紛争処理委員会の委員をしております小野と申します。よろしくお願いいたします。

私からは、当委員会でこれまで扱ってきた紛争処理に関する事案のうち、あっせんを中

心にご説明をしていきたいと考えております。

目次として、今日のお話の予定は、まず、あっせんの概要につきましてお話をし、その後、3つのケーススタディの、具体的な内容について話をしていくという形で進めてまいります。

まず、先ほど田村委員長から説明がありましたように、当委員会の役割の全体像としましては、専門性を生かしたあっせん・仲裁による迅速な問題の解決ということがあります。私からは、そのうち特にあっせんについて具体的に話を進めてまいりたいと考えております。

まず、あっせんにつきましては、先ほどの委員長の話に既にありましたので、特に手続の概要について、どのような形であっせんの手続が進められていくのかということ、最初に概略をお話しいたしまして、その後で具体的なケースについて見ていくということで話を進めてまいりたいと思います。

このスライドにありますように、まずあっせんというものが始まる契機は、あっせんの申請が一方の当事者からなされるということが最初にあります。その上で、それを当委員会で受理をいたしまして、他方当事者に通知をするということになります。これは、先ほどの話にもありましたが、あっせんの手続は強制ではありませんので、他方当事者がそれを受け入れないということであれば、あっせんはそこで不成立ということになってしまいます。他方当事者があっせんの受け入れをしたという段階で、あっせん委員の指名が行われます。その後、あっせんの具体的なプロセスに入っていくということになります。

最初に他方当事者からの答弁書の提出がなされまして、その後、これは個々のケースによってかなり具体的な内容は分かれていくのですけれども、時間をかけて双方の当事者から意見、考えを聞くという機会を何回か設けます。それから、意見書等を出していただく、あるいは、こちらから質問して、それに対する回答をまたいただくという形であっせんの手続を進めてまいります。

その結果として、まず、お互いの当事者が協議によって解決をして合意に至るということが1つあります。それから、もう1つは、当委員会からあっせん案を提示して、それを両当事者に受諾してもらうという形で合意するやり方があります。それから、やはり残念ながら両当事者の歩み寄りがなかなか見られないということで、結局打ち切りになるという場合もあります。

いずれにしても、あっせんのプロセスの中身は原則非公開で行っておりますので、中身

が、どのようなことが行われたかはあまり外部には出てこないという形で行われます。それが、当事者があっせんを依頼する1つのメリットにもなっているのではないかと考えられます。

もう1つ、先ほども紹介がありました仲裁というものがあるのですけれども、これはある意味強制力を持っているということもありまして、今まで一方当事者から申請がなされたことはあるのですが、他方当事者がそれを受け入れなかったということで、実際に行った仲裁件数はないということになっております。

それでは、これから実際にこれまで行われましたあっせんのケーススタディを見てまいります。

まず、ここでは3件のケーススタディを見ていきますけれども、まず第1件目としまして、接続にかかる費用負担(接続料)に関する紛争というものがあります。これは平成23年に起きたもので、申請の概要は、実はこのあっせんの申請は2件ありまして、両方の当事者からそれぞれ出されたということになっております。

まず、第1号の事案といいますのは、NTTドコモがソフトバンクモバイルの平成22年度の相互接続料の協議に当たって、NTTドコモが自ら検証することが可能となる情報の開示を要求したものです。それが不調に終わったということで、あっせんを申請したものであります。

もう1つの第2号の事案は、逆に、ソフトバンクモバイルのほうからNTTドコモに対しまして、平成21年度以前の相互接続料に関して、原価に販売奨励金等の営業費が算入されていたが、しかしながら、その接続料の水準というのは適正な原価に適正な利潤を加えたものであるとされていることから、その接続料から販売奨励金等の営業費を除外するように求めたというものであります。これもお互いの話合いの中で協議不調ということであっせんを依頼しております。

今、概略を説明申し上げましたが、もう少し具体的にそれぞれの中身を検討していきますと、まず第1号事案は、NTTドコモの主張としましては、ソフトバンクモバイルの平成22年度相互接続料の協議に当たって、NTTドコモが自ら検証することが可能となる情報が必要であり、第二種指定電気通信設備制度の運用に関するガイドライン別表2に定める情報の開示を要求するものであります。

それに対するソフトバンクモバイルの主張、反応でありますけれども、NTTドコモが開示を求めている情報には非公表の経営戦略に関わる情報が含まれている。したがって、

競合事業者であるNTTドコモに当該情報の開示を行うことは困難だとして、中立的な第三者機関である電気通信紛争処理委員会に情報開示をして、委員会において検証して、NTTドコモに適正性を示してもらいたいという考え方を示したということがあります。

他方、第2号の事案は、逆にソフトバンクモバイルからなされたものです。こちらは、NTTドコモの平成21年度以前の相互接続料に関して、その原価に販売奨励金等の営業費が算入されていたが、接続料の水準は適正な原価に適正な利潤を加えたものだとされていることから、販売奨励金等の営業費を除外した接続料の再設定、再精算、それから、販売奨励金等の営業費の算入の内訳及び金額の明示を求めるというものでありました。

それに対するNTTドコモの主張は、販売奨励金の算入はガイドラインに従って粛々と算定したものである。過去の営業費の算入について、総務省の審議会答申において、合理性が認められないわけではないとされていると。平成21年度以前の接続料については、既に両者間で合意が行われており、協定書を締結していると、これに反する主張を行うことは認められるべきではないと、そのような反論がなされました。

両者のあっせん依頼がなされまして、それぞれに対して意見聴取、答弁書の提出等が行われました。3回の意見聴取が行われたのですが、両者の意見の隔たりはかなり大きく、また、両者が歩み寄るといふ姿勢があまり見られないということがありまして、結局当委員会としましては、残念な結果ではありますけれども、あっせんの打ち切りを決定したということになりました。

要するに、あっせんはあくまで強制性を伴うものではありませんので、両者が歩み寄りを見せない状況ですとなかなかあっせんで何らかの合意に至ることが難しいということがこの事例を見ると分かります。

続きまして、これについての考察です。これは当委員会というよりも私自身の委員としての感想になるのですが、1つは、接続料に関する紛争事案ではあるのですが、争点は情報開示がメインになっております。したがって、情報開示ということがあっせんの主題になり得ることがここで示されたということがあります。

それから、接続料の算定は、ルールに照らして具体的にどの支出項目を原価に算入するかという判断は、当然接続料の設定主体に委ねられているわけですが、一方で、接続料を支払う方は経営上の重要な要素になります。今後とも情報開示というものが重要な両当事者間の協議対象になってくる可能性があるのではないかと、1つあります。

それから、事案によっては、例えば、社会通念上、他の紛争事案に照らしてあっせん案

の提示がなされることも考えられる。つまり、このような情報開示はなされてもいいのではないかということを考えられる場合には、情報開示ということもあっせんの対象になり得るということです。

したがって、情報開示について、今後ともあっせん手続の活用ということが選択肢として考えられるのではないかということが1つこの事案から見て取れるということになります。

続きまして、2番目のケーススタディになります。これは卸電気通信役務の提供に係る料金等の見直しに関する紛争であります。これにつきましては、先ほど申し上げたように、あっせんの中身は原則非公開となっておりますので、当事者の会社名等は匿名ということで話をさせていただきます。

この場合、A社がB社から提供を受けて電話サービス等を自社業務では用いていたということ、それから、それ以外に、再販に用いており、両当事者はこれに関する特約書を締結していました。B社は、特約書は適用対象を特定した個別契約であって、将来締結される契約は改めて条件の合意が必要だと考えており、特約書締結以降、A社が申し込んだ回線はほとんど開通できてないという状態であったと。また、料金の値上げの要請もしていたということがあります。

また、A社は既存の再販に係るエンドユーザーが回線増設を申し込む際に、従来の料金が適用されると考えていた一方で、B社は機能が不可分等の理由で、既存回線も含めて新たな割高な料金が適用されると考えていたという隔たりがありました。

このようなことから、両者は協議を行いました。結局協議は平行線に終始して、当事者間での協議は難しいと考えられたために、A社のほうからあっせん依頼があったものがあります。

こちら、もう少し具体的に両者の主張をまとめてみますと、まずA社の主張は、特約書締結以降A社が自社利用目的で申込みを行っている回線に特約書を適用して速やかにサービスを提供することと、それから、既存の再販として特約書が提供されているエンドユーザーが回線増設を希望する場合には特約書を適応して速やかにサービスを提供すること、新規の再販の案件を受注できるように、特約書と同水準での包括的な卸電気通信役務提供条件を形成すること、ということを目指しておりました。

他方、B社の主張は、既存の再販における回線増設への特約書の適用というのは、エンドユーザーは善意の第三者であって、電気通信事業法の役務提供義務に配慮したものであ

ると。特約書でそもそも追加を認めるかどうか否かは当社の承諾が必要としていると考えていたということでもあります。

A社の主張は、製造コストを無視して常に一律の価格での提供を求めるものであって、包括的な卸電気通信役務契約の締結として実質的に製造コストを下回る価格での提供を求めるものであると。経営上の問題のみならず、独占禁止法の観点からも受け入れられないとしていました。

また、新規の再販に係る卸契約は正当な価格を提示しており、協議を行ってきたが、最終的に物別れに終わっており、以降の取引拡大の意思はなく、これ以上A社に対して通常範囲を超えた特約を提供する義務はないと主張していたわけであります。

この両者のあっせんの経過はここにあるとおりでありまして、かなり時間をかけて両者からの意見を聞くということが行われました。その結果として、最初のあっせん申請が6月ですけれども、9月に入りまして、両当事者間で話し合いをするという形になりまして、結局11月になってその話し合いが成立したという旨の報告が当委員会になされるという形で決着がつけられたということでもあります。

この場合は、あっせん案を提示してそれを両当事者が受け入れたというよりは、あっせんの過程において話し合いが進んで、結局、決着がついたという形のあっせんの終わり方であったわけです。

これについて私なりの考察を加えてみますと、まずあっせん手続の利用の効果というものが、あっせん案を示してということよりも、それ自体が1つ話し合いを促進する効果があったのではないかとということでもあります。本事案は主張の対立が強かったということがあります。極めて解決困難な状態に陥っていましたが、あっせん手続を利用することによって合意に至ることができたということがあります。

経緯から、あっせん委員において両当事者の主張を十分に聞いて、それを論点ごとに分かりやすく整理するといった作業を相当に行ったと考えられます。その結果、当事者同士の協議において歩み寄りが図られ、合意に至ったのではないかと。

先ほどの経過のところにもありますように、A社については7回、B社については6回ぐらいそれぞれ主張をする機会があったということでもあります。したがって、両当事者が自分の考え方を十分に表明する機会を持てたということがあるだろうということが考えられます。

このように、紛争の際に中立的な有識者に主張を聞いてもらうことによって論点整理を

してもら。それをベースに再度協議をすることで解決に至るといふことがあるのではな
いかといふことです。

この場合、あっせん手続の継続といふことがずつとなされたわけです。本件は両当事者
とも途中であっせんをやめる、つまり、あっせんは任意ですから、途中でどちらかが降り
るといふこともあり得るのですが、それはしなかつたわけです。それは結局エンドユーザ
ーに不利益が生じないといふことで、途中でやめることなく解決に至ったケースと
考えられます。これは、当然両者とも事業者としてエンドユーザーに対するいわば責任が
あるといふことは恐らく前提としてあつたであらうといふことになります。

それから、争点についてですけれども、本事案は卸料金についての紛争事案ですけれど
も、卸料金が自社業務に係る料金との見合いの中で検討されているといふことがあります。
同じMNOの回線を自社業務、それから、MVNOとしてのエンドユーザーへの再販、さら
に、MVNEとして他のMVNOへの再卸に利用するケースといふのがそれぞれあり得
るわけですけれども、そういった場合に、卸料金についての事業者間の協議において検討
事項が多岐にわたるといふことになって、複雑化・紛争化する可能性があるのではないかと
考えられます。

3つ目のケーススタディですけれども、これは卸電気通信役務の提供に係る契約の締結
等に関する紛争です。これにつきましても、やはり両当事者の名前は匿名といふことで話
を進めます。

この事案の概要ですが、A社は、B社と業務委託に係る契約を締結して、B社の提供す
るサービスの販売協力を行ってきたと。A社は委託料のほかに実質的な手数料率がエンド
ユーザーごとに定められる業務委託手数料を得ていましたが、B社からサービスの値上げ
の際に手数料率を全て同率に減額するとの通告を受け、協議を求めたが交渉はなかつたとい
ふことです。

その後、交渉が行われない状況の中で、B社から再販方式への変更の説明があり、その
詳細は不明だったのですが、再販方式のほうが有利で効率的と判断してB社はその旨を通
知した。しかし、提案の期日が過ぎても契約条件の詳細が示されないと、実質的な協議が
進展しないといふ状況が続いたといふことであります。そこから新たな卸契約の締結と現
行契約手数料率の差額の補填を柱としてあっせんを依頼するといふことで、A社から申請
がなされました。

要するに、A社は、B社から業務委託手数料率を全て同率に減額するといふ通告があつ

て、協議を求めたけれども、そこが不調に終わったということで、それから、さらに値下げされるという通知を受けたのですけれども、現行の手数料との差額の補填を求めるということも主張しておりました。

また、契約条件の変更についての交渉が行えないという状況が続く中で、B社から示された再販方式の説明があったのですが、再販方式への変更の旨を通知しましたが、提案期日が過ぎても結局契約条件の詳細が示されないと、実質的な協議が進展しない状況であったと。したがって、新たな卸契約の締結を求めるということであっせんを依頼したということになります。

他方、B社の主張は、A社と卸契約、契約見直しの交渉をしており、回収代行契約としての契約を整理するというところでもう合意していると。A社への提案の中で、契約内容相応の手数料率及び当面の手数料率について通知しているが、単なる手数料率の引下げではないと、A社の手数料が減収するような変更ではないという主張です。それから、A社から卸・再販契約について要請があったため、契約書を送付しており、B社としては、交渉は継続しており、一方的な通告や不対応ではないと考えているということです。

ただ、B社も当然A社と何らかの形で締結したいと考えていましたので、本あっせんにより一層の早期締結に至ることを期待しているということでありました。

経過については以上のおりであります。当初A社から4月にあっせんの依頼がありまして、その後、両当事者からの答弁書、それから、意見聴取が行われました。それを経て、9月に新たな卸契約の締結のあっせん案を提示したと。それから、もう1つは、先ほど出ておりました差額の補填という問題、これについては和解金の支払いという形の解決を目指す方向で提案をしたということでもあります。

その後、両者ともそのあっせん案を受諾するという形で報告を受けました。さらに、少し時間がたってからですが、12月に至って、差額の補填についても合意があったということがA社から報告があったということでもあります。

これについての考察ですけれども、まず、手続の利用の動機についてですが、本事案は必ずしも契約の内容そのものについて折り合いがつかなかったというわけではありません。協議自体を促進するためにあっせん手続が利用されているという側面があると考えられます。

それから、いわば効率的な手続の進行ということですが、本事案では卸契約の締結と和解金を分離して手続が進められました。結果として、前者は5か月、後者につい

ては8か月で合意に至ったということで、結果としては新たな卸契約業務の早期開始が図られたということになります。

本事案は、あっせん手続を利用することで業者間の合意が効率的に行われた事例ではないかと考えられます。

また、争点についてであります。本事案というのは卸料金に関する紛争事案ですが、それが業務委託契約との見合いで検討されているということになります。こうした検討というのは他の事業者間協議においても行われ得るところでありまして、一般論として、卸契約と業務委託契約というのは回線の提供元とエンドユーザーの間に入って契約を成立させるという点では変わりはないのですが、具体的にどのような違いがあってそれがどのように契約条件に反映しているのかということについては、検討する事案が複雑化して、認識の一致が難しくなって、紛争化することがあるのではないかとということでもあります。こうした場合においても、当委員会のあっせんというのは1つの機能を果たし得ることが示されたのではないかとということでもあります。

以上、先ほどあっせんの概要のところでも申し上げましたが、あっせんをすることによって両者の協議が促進される場合、それから、あっせん案を受諾して受け入れて解決する場合、残念ながら不調に終わってしまう場合もあるのですが、それぞれのケースとして3つの事案をご紹介させていただいたということでもあります。

最後に、今後予想されるであろう紛争の事例というものを少し見ておきたいと思います。

それは、周波数の再配分に関する紛争処理手続の導入ということでもあります。現在移动通信用の周波数が排他的に利用可能な期間の終了後も再免許の繰り返しによって事実上継続的に利用されています。有効利用されていない場合でも、他の事業者を利用させることができないことになっております。総務省は「デジタル変革時代の電波政策懇談会」で、電波の有効利用の観点から、当該期間が終了した周波数について一定の要件を満たす場合には再割当を行うということで検討を進めています。

その中で、既存の免許人から新たな事業者への周波数の移行について、新たな事業者が既存免許人との合意に基づいて必要な費用負担をすることによって、期限よりも早期に完了させることができる終了促進措置の導入が検討されています。

しかしながら、既存免許人と新たな事業者はモバイル市場で競争関係にあるため、終了促進措置の内容についての協議が調わないという場合も想定されています。そうした場合には、当委員会のあっせん・仲裁の申請をするという可能性があるのではないかとこの

とになります。

こうした今後の対応事例もありますので、さらに当委員会としては、そうしたものに応えるべく努力を進めてまいりたいということになります。

以上、私から3つの具体的な事例をご紹介申し上げまして、当委員会の活動の状況をご説明させていただきました。

以上で終了いたします。

【司会（浅川調査専門官）】 小野委員、ありがとうございました。

・個別講演（2）

【司会（浅川調査専門官）】 続きまして、個別講演（2）としまして、神奈川大学経営学部教授、関口博正様より、「モバイル市場におけるMNOとMVNOとの事業者間協議について」と題しましてご講演いただきます。

関口様におかれましては、総務省「接続料の算定等に関する研究会」にご参画いただくなど、電気通信市場における公正な競争環境に関しまして平素からご指導いただいております。

では、関口様、お願いいたします。

【関口氏】 ご紹介賜りました、神奈川大学の関口でございます。本日は、電気通信紛争処理委員会発足20周年という、このような場にお呼びいただきまして、本当にありがとうございます。また改めてお祝いを申し上げたいと思っております。

私は先ほど田村委員長からもお話がありました許認可部門のお手伝いをずっと続けておりまして、接続委員会や接続政策委員会といったところで、接続制度の精緻化についてお手伝いしてまいりました。加えて、接続料の算定等に関する研究会では、接続制度の精緻化に加えて、卸協議の透明化、適正化にも尽力してまいりました。本日はその制度についての概略をご説明したいと思っております。

資料を用意しているのですが、前半は制度設計の状況についての説明等ですが、実は最後の数枚が、直近12月21日に行われました接続料の算定等に関する研究会において、電気通信事業法の改正提案を行っており、パブリックコメントの手続等はこれから始まるわけですが、本日はその説明に少し時間を取りたいと思っておりますので、前半は少し駆け足になりますことをお許しいただきたいと思っております。

資料に入ります。目次としましてはご覧のとおりということですが、1、2、3につい

では、今申し上げましたように、少し駆け足でお話をさせていただいて、市場の状況等についての概略は後ほどまたゆっくりご覧いただければと存じております。

現状のモバイル市場につきましては、モバイル・ネットワーク・オペレーター、設備事業者と、それから、モバイル・バーチャル・ネットワーク・オペレーターという、設備を原則持たずに、借りて事業を行っている側とのネットワークの貸し借りが生じているわけですね。この貸し借りの条件についての適正化ということが検討会での大きな課題になっておりますが、シェア全体で見ると、MNOが86.8%、MVNOが13.2%という状況、全体の1億9,680万のユーザーを分け合っているという状況でございます。

このところユーザー料金についても、データ、音声とともに競争が始まっておりまして、価格の低下が顕著になっているのはご覧いただくと、矢印の方向でお分かりいただけると思います。MVNO各社さんについても、データ、音声、それぞれについて新たな値下げの動きが出てきております。これもまた後ほどゆっくりご覧いただければと存じます。

次のモバイル市場における事業者間協議に入りたいと思います。制度としては、貸手と借手の関係の中で、手続的には接続という制度と、それから、卸役務という制度の2つが用意されております。データについては接続で一般的に利用されておりますが、音声については、MVNOがご利用になる場合には、原則として卸役務が使われております。具体的な料金・提供条件等については事業者間協議ということになっておりますが、接続制度のほうには一定の適用ルールがございます。卸の場合には原則非規制となっていて、当事者間同士の守秘協定を結んだ上で、内容については原則分からない状況になっていて、ここが、事業者間同士の協議ということを尊重しながらも、どのようにしてマーケットを拡大していくか、あるいは、その卸取引についてより適正な方向で透明化を図っていくかということについて、かなり時間をかけて協議を進めてまいりました。

これは参考資料でございますが、左側のブルーのところは先行した固定系の接続制度についてでございます。これは接続の円滑化に関する特別会議というところで接続制度が始まって以来、累次の改正を重ねてまいりました。携帯は少し後発でしたので、この規制の根拠については、一種がボトルネック性ということだったのですが、移動系については交渉の優位性という根拠が違いながらも、基本的には固定系の接続制度をある程度まねるような形で制度が進められてまいりました。

具体的な接続料算定については、一番下の枠のところ、基本的には原価プラス適正報酬というレート・オブ・リターン方式で規制が行われてきています。

次の参考資料9のところでございますが、2000年以降、移動通信についての諸制度が目立った改正点がフローチャートになっております。2000年におきまして、第二種指定電気通信設備制度が創設されまして、その後幾つかの改正点を経て接続会計が導入される等の改正が繰り返されましたが、2016年の利潤における資本調達コストの算定方法の厳密化、ここで大体、接続料の各社の水準が近似してまいりました。

それまで実は接続料格差が非常に大きく、報道では場外乱闘とまで書かれたことがあったぐらい、その精算において各社が本来払うつもりだった金額と違う値段の請求が来るといふことについて、事業者相互間でお互いに丁々発止があったわけですが、いろいろ分析を重ねた結果、その格差の原因が資本報酬のベータ値の算定の考え方の違いにあるということにたどり着きまして、ここを1つの考え方でまとめた上で、出てくる結果については差異を認めるという決着をもたらした結果として、接続料格差は格段に縮まりました、というような改正がございました。その後いくつかの改正を経て今日に至っております。

次の10枚目のところからですが、5Gスタンドアローン方式の時代におけるネットワークの機能開放についてでございます。ここは現時点においてはノンスタンドアローンという4Gベースで5Gを提供しておりますが、年明けしかるべきタイミングでスタンドアローンに移行していくというところで、5Gの本格稼働という、5Gの特徴をフルに使える環境が出てまいります。このタイミングで設備事業者であるMNOと、その設備を借りて事業を展開されるMVNOとの5Gの適用環境については、可能な限り同時期に、しかも、要望するサービスを適時に適正な料金で提供してもらうというための条件整備を今鋭意検討している最中でございます。

今、申し上げましたように、左側の現在行われているノンスタンドアローンからスタンドアローンに変わっていくということで、様々な機能がフルサービスとして使えるようになってくるということでありまして、5Gの特徴としての超高速、あるいは、多端末接続、あるいは、超低遅延という3つの5Gの特徴がフル活用できるようになってくると言われておりまして、この場合、技術的にはネットワークスライシング、あるいは、モバイルエッジコンピューティングという形で、エッジサーバを間に挟む形で超高速化を図るといふような、様々な技術的な新たな要素が加わってまいります。その意味で、従来、設備をパーツとして、物理的に貸し借りが行われていたというような時代から、アプリケーションプログラムの上での貸し借りが始まるという意味では、新たな料金設定についての適正性を私たちが構築するような努力をしなければいけないと覚悟を決めております。

現状におけるネットワーク開放についての議論は、開放の段階において、①、②、③、④のような段階ごとに開放形態が分かれておりまして、①のレイヤー3、それから、②のライトVMNO、この辺りまでは実は提供時期がある程度見えているのですけれども、③、④のようなレイヤー2というところでの接続、あるいは、MVNOも一定程度自らの設備をお持ちになった上でフルサービスを行っていくというフルVMNO、ここについては、いつ頃の提供になるかについてはまだ交渉の最中で、時期すらよく分からないという状況になっていて、鋭意検討が進められていく中で、提供時期等については次第に明確になってくるという意味では、現在進行形で走りながら検討しているという状況でございます。

この協議の在り方につきましては、MNO、MVNO相互間での協議をベースにしながら、できる限り設備事業者側の提供とサービス提供時期を合わせるということをMVNOさんたちも強く要望されていますので、そのような努力をお願いしている最中でございます。

今後の事業者間協議につきましては、双方に円滑な議論が進むことを期待しているわけですが、今後のネットワークの機能についての形態、あるいは、料金について、この協議が順調にいくことを願いながらも、最悪の不調に至る場合には紛争処理委員会にお世話になるということが想定されますので、今後ともよろしくということになります。

次の卸役務の適正化のところに入りたいと思います。

このモバイル卸につきましては、NDA、ノン・ディスクロージャー・アグリーメントの規定によって、当事者間協議の成果がなかなか表に出てこないという状況が続いてまいりました。そのような中で、特に卸サービス、携帯の場合には音声卸が一般に使われておりますが、ここについて、料金設定が、従来は小売り料金の7掛けという形でこの10年間ずっとその料金が一切動かなかったという状況もございまして、その原価構成を含めて検証しなければならないというニーズが高まってきて、そして、この上の箱にありますように、令和2年9月25日に指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインという、やや長い名前ですけれども、ガイドラインができて、そして、固定系の光サービス卸、それから、モバイルについては音声卸、この両者についての検証が進められました。

そして、下のチャートにございますように、第4次報告書では、モバイル音声卸については代替性がないと評価をされました。本日のテーマではありませんが、一番下のところにある、光サービス卸につきましては代替性が不十分という評価になっております。

下から2番目のモバイル音声卸につきましては、再検証が今後行われるということでございますが、上の箱の一番下のところ、3番目の赤丸のところですが、実はMNO3社から中継電話を使っている現状の卸取引を使うということで光卸が使われているわけですが、これはMVNO側でプレフィックスというソフトウェアを使って、数桁の番号を頭に打ち込まないといけないというような手間がある、それから、コールバックをすることでこの適用から外れてしまうなどの様々な問題があって、MNO側からプレフィックスの自動付与をソフトウェア上でMNOが提供するということの申出がございまして、それが実装はされてきてはいるのですけれども、このプレフィックスによる効果が卸交渉にどの程度貢献しているのかについては、年明けを待って検証することになると理解しております。その意味で、改めてこの再検証手続を今後行っていくことになると思われまます。

特に卸料金については、直近で大分下がってきたということが各社の報道で分かるわけですが、ただ、このプレフィックスによる貢献がどの程度あったかは、今申し上げましたように、今後の検討ということになっておりますが、実は接続料の算定等に関する研究会の中で、MNOが提供しているかけ放題メニューをユーザー料金の中で30秒20円という規定料金からどの程度実質的に値下がりをしているのかを検証した結果として、その実質料金とMVNOに対して提供している従来の小売料金の7掛け、30秒14円という数字が逆転しているのかどうかということの検証を進めた結果として、料金が下がってきたということもございましたので、そういった様々なファクターがどの程度の貢献度合いで卸料金の適正化、あるいは、料金の低下に貢献しているのかという分析をこれから進めてまいりたいと思っております。

この卸協議の適正化については、本年10月の報告書に、初めの赤丸にございますように、制度整備を図りたいということが提言されました。それから、本年9月のところですが、その第5次報告書でも適正化の自動化が自立的に進むような仕掛けが欲しいと、あるいは、事業法の改正も含めたルール整備の検討を行うということの提言がございました。

18枚目に入りますが、これも続きです。事業者間協議が有効に機能するための課題の洗い出しをこれからするよという提言を受けて、直近の12月21日、19枚目以降の制度整備案についてまとめられました。白い丸の3番目のところですが、ヒアリングの中で、卸元事業者は、基本的に何も問題がないと各社そろっておっしゃいました。卸先のMVNOの事業者あるいは関連団体からは、NDA締結前の段階で既に不成立になる、事実上門前払いをされているという意見が多数寄せられました。少なくとも紛争処理委員会

に申請するのは敷居が高く、それどころか、まず交渉の場にも立てないという交渉力の圧倒的な格差をヒアリングの中で目の当たりにいたしました。そういった中で、卸料金の高止まりといった現象等をどのように解決していくかについての検討を進めました。

20枚目でございますが、2番目のところが電気通信事業法の改正提案でございます。指定卸役務につきまして、事業者に対して、正当な理由のない限り指定卸役務を提供する義務、それを担保する措置を提示する、それから、指定卸役務を提供する電気通信事業者に対して、料金の算定方法、その他協議の円滑化に資する一定の事項について、卸先事業者の求めに応じて卸先事業者に情報を開示する義務、そして、それを担保する措置を設けるために電気通信事業法改正を行うことが適当であるという提言を行いました。

下の3つは、今後検討するというところで、年明けの宿題になっておりますが、この法改正は事業者間における守秘協定を超えて、一定程度の卸の標準的なメニューや料金については開示をしていただきたいということを求めるために法改正が必要になると私は理解しております。

所感のところですが、今後代替性の検証につきましても、先ほど申し上げましたように、年明け以降の検証を待つということになります。MVNOにおける実装の局面において、詳細契約等につきましては事業者間協議が円滑に進むということを期待しております。

最後に、先ほどの5Gの手続を含め、今後様々な事案が事業者間協議の中で出てくると思われますが、交渉力の圧倒的な格差を目の当たりにしたときに、相対的な弱者としてのMVNOにとってみると、やはり紛争処理委員会は、少し敷居が高いというのが偽らざる印象でございます。その意味では、まずはMNO、MVNO相互間の協議の円滑化を促進した上で、事業者間での解決に至らないという場合には、最終的な受皿として紛争処理委員会が存在するわけですが、そのときの敷居を少し下げてくださいようなことが可能になるように、私のほうから切に希望したいと思います。

時間が参りましたので、私からの発表は以上にさせていただきます。どうもご清聴ありがとうございました。

【司会（浅川調査専門官）】 関口様、ありがとうございました。

以上をもちまして、第1部を終了といたします。ご講演いただきました皆様、ありがとうございました。ただいまより、10分間の休憩といたします。第2部は16時30分より開始いたします。

(休憩)

●第2部 パネルディスカッション

【司会（浅川調査専門官）】 それでは、第2部パネルディスカッション「事業者間協議の展望と紛争処理制度に今後期待される役割」を開始いたします。

初めに、パネリストの皆様をご紹介します。

株式会社日本総合研究所 執行役員 法務部長、大谷和子様です。大谷様におかれましては、総務省「電気通信市場検証会議」、「競争ルールの検証に関するワーキンググループ」にご参画いただくなど、モバイル市場における競争促進に関しまして、平素からご指導いただいております。

一般社団法人テレコムサービス協会副会長 MVNO委員会委員長、島上純一様です。当委員会の三尾美枝子委員です。

株式会社NTTドコモ 常務執行役員 経営企画部長、山崎拓様です。

そして、モデレータは当委員会、小塚荘一郎委員が務めさせていただきます。

それでは、小塚委員、よろしくお願いいたします。

【小塚委員】 ありがとうございます。電気通信紛争処理委員会委員を仰せつかっております小塚です。学習院大学法学部の教授です。どうぞよろしくお願いいたします。

ここは今パネルに5人並んでいますけれども、間にアクリル板がございますので、マスクを外させていただいて、進めさせていただきたいと思います。

パネルディスカッションのテーマですが、欲張りまして、2つ掲げさせていただいております。

1つは、「5G時代におけるMVNOビジネスモデル」と、短く言えばそうなのですが、それと、そこにおけるMNOとMVNOの間の紛争がどのようなところで生じてくるのか、そして、どのように解決していくのかということであります。

それから、2つ目は、「当委員会にこれからの5G時代にどのような役割が期待されるか」ということございまして、この第1のテーマを踏まえて、第2のテーマを議論したいと思います。実は、第1部の終わりに、関口先生から電気通信紛争処理委員会は、敷居が高いと言われてしまいまして、我々何とかそこの答えを出していかなければと思っているのでございますけれども、そのようなことでパネリストの先生方にご議論をいただければと

思います。

今日考えてみますと、五神先生のお話から始まりまして、5G時代にSociety 5.0、そして、Beyond 5G、いろいろと大きな可能性、いわばバラ色の未来というものを描いていただいたのですが、5G自体は非常に優れた、私は技術の専門家ではありませんが、超高速で、超低遅延で、そして、同時多数接続と理解しておりますけれども、それ自体は技術の仕組みに過ぎませんので、そこに、ビジネスを含めて、社会的な実装も含めて、どういう活動を乘せていくかということが重要になってくるわけであります。

そのような中で、もちろん設備をお持ちのMNO事業者もございますが、設備を持っていないけれどもそこに付加価値をつけていくということで期待されるMVNOにどのようなビジネス上の役割があるかということを考えてみたいと思いますし、同時に、それはMVNOの活動を成り立たせるためのネットワークの利用条件ということで、MMOとの関係を考えていかなければならないということになってくるわけでございます。

そこで、本日、パネリストの中で、まず島上様から、MVNOとしてのビジョンのようなものをお話いただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

【島上氏】 ただいまご紹介いただきました一般社団法人テレコムサービス協会MVNO委員会委員長をやらせていただいております島上でございます。このたびは電気通信紛争処理委員会20周年の記念イベントということで、このような場にお招きいただきましてありがとうございます。

私からは、MVNO業界から見たときに、いただいたテーマについてどのように見ているかをお話させていただきたいと思います。

こちらはMVNO委員会の組織でして、今、55社参加しておりまして、MVNO事業者、端末メーカー、あるいは、販売の代理店等が、加盟しておりまして、MVNO事業者の中でも、従来のISPなどの通信事業者だけではなく、異なる業種から参入された事業者様もいらっしゃいます。そのような中で、競争環境整備や消費者問題関係など、総務省のご指導もいただきながら活動しております。

MNOとMVNOの間の構造的関係性というのは、一部関口先生のお話とも重なる部分もありますが、お話をさせていただきたいと思います。

もともとの移動通信の宿命としまして、周波数資源の有限希少性に起因して、設備を保有するMNOの数は少数に限定されると、このような構造は避けられない状態になっております。そのような中で、設備を持たなくても移動通信のマーケットに参入するMVNO

というのは、引き続き重要な存在であると認識しております。

MVNOがMNOの設備を利用する形態というのは大きく接続と卸の2種類がありまして、接続というのは公平性を重視して厳格なルール制度で運用される一方で、卸というのはMNOとMVNOの間の協議による合意形成を基本としております。

そのような中で、接続、卸のいずれにおいても、MNOとMVNOの間の紛争は起こり得ることですけれども、接続における紛争は制度整備、いわゆる義務の明確化等に帰着する一方で、卸における紛争は専ら卸協議による合意形成に至らない場合であるということ、性格が異なるのかなと捉えております。

MVNOに係る2つの競争軸ということで、付加価値と価格という面に着目しますと、これまでMVNOが、特にコンシューマーマーケットで行っておいりましたのは、下の図でいうところの左下の格安スマホ、格安SIMと、付加価値、価格ともに低いところからスタートしております。ただ、これからSociety 5.0という時代に、MVNOが高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることが重要ということで、上にあるような赤い点線のところに行かなければいけないわけですけれども、現在のMVNO自ら実現することは困難な領域で、このようなところでMNOとの協議が非常に重要になってくるということかと思えます。下の青いところにくっついておりますように、5G時代に向けていろいろな協議をさせていただいているところは、関口先生のご紹介のスライドにもあった次第です。

そのような中で、紛争処理委員会のスキーム活用による紛争の解決に関しましては、当委員会の中で、やはりハードルを感じるという声が出ております。

その背景としましては、ここに①、②、③とありますように、MNOは決して競争相手、競合する、敵対する相手ではなく、重要なビジネスパートナーでもあるといったところで、その紛争に若干のたらいがあると言ったところなんです。あるいは、②、③に関しましては、やはり非常に変化の速い業界ですので、解決までの時間、あるいは、一旦このような公式な場で結論が決まってしまうと、その後その結論が固定化してしまうのではないかというような懸念も表明されております。

しかしながら、先ほどからありますように、MNO側に交渉力の優位性がある状況下におきましては、最終的な紛争解決の手段として、紛争処理委員会、あるいは、紛争処理スキームがあるということに関しましては、非常に必要なものであるとともに、MNOとMVNOの間の競争環境を整備するために、いろいろな勧告も今まで出ておりますので、そ

れについても非常に有益だろうと捉えているところです。

少し時間が厳しいので飛ばしますが、5G時代に向けた市場のあるべき姿と紛争処理ということで、MVNOとMNOは、基本的には多面的な関係がありまして、先ほど申し上げたように、(a、b、cのうち)cの競争関係というだけではなく、協力関係や、協調関係というのものもあるだろうと思います。

一方で、日本国内では、割合、コンシューマーマーケットでの競争ということで、cの競争関係が比較的強調されているのではないかと思います。ただ、これから5G時代で様々な社会的な役割を果たす上では、競争環境整備によってMVNOの質的・量的な成長がなされて、先ほどのa、b、cの関係がバランスをとり成熟した関係が充実されていくことが重要だろうと思っております、それによって我々が掲げております2030年にかけての社会的問題の解決と、ICTによる新たな価値の調整の達成といったことにつながると思っております。

そのような中では、やはり先ほど申し上げたように、合意形成の促進に向けたルール整備がきちんと整備されるということが重要であることは言うまでもないですけれども、その最終的なラストリゾートとしての紛争処理スキームがあるということは、これまで以上に非常に重要になるのではないかと思っております。

以上でございます。

【小塚委員】 どうもありがとうございました。

それでは、重要なビジネスパートナーとして協力関係・協調関係があるとラブコールを出していただきましたが、この同じ図をMNO側ではどのようにご覧になっているかということで、パネリストの中から山崎様にまた少しご発言をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【山崎氏】 ドコモの山崎でございます。本日、本シンポジウムにお声かけくださりまして、ありがとうございます。よろしくどうぞお願い申し上げます。

「5G時代の新たなビジネスモデルについて」ということで、簡単にご説明をさせていただきます。

5G時代、新しいサービス、期待感も当然、各機能もおありかと思いますが、私から見ると、まず10人いたら10通り、十人十色のサービスであるということ、こちらサービスエリアを拡大していく時間がやはりかかるということもございますが、やはり私どもまだ、あえてこのミリ波を使う場合の使い方が、そのノウハウが十分にたまってい

ないというところもございますので、そのような観点で1枚少し絵を書いてございますが、3Gと4G、こちらは全国サービスエリアが広がってございます。そこで、5Gを、3年から5年ぐらいの時間をかけて、人口カバー率で言うと90%ぐらいへ持っていくつもりで、各事業者さんはネットワークの構築に努めていると思いますが、当面、例えば、遠隔医療の病院で5Gを使うというような形で、それぞれのお客様の使い方によってサービスエリアとサービスとソリューションとセットで提供していく時代に入ってくるかなというふうに思います。そのような意味では、本委員会、紛争処理という形で新たな領域に入るということも、冒頭、講演でございましたが、まさしく少し今までとは違う領域に入っていくのかなと感じております。

5G時代、特に社内でも考え方として5W1Hで考えていこうということで、スロットが動いて、もう1回押すと止まりましたね。こちら、いつ・どこで・誰のために、というような形でそれぞれ考えて、5Gを使って、ドローンと、自動運転で農業の自動化をするという、これを1つずつ考えていくということを今、社内でも少し話をしている状況でございます。

今後のMNOとMVNOの関係性ということで、お客様のニーズが多様化し、十人十色、100人いたら100色という形で、サービスの多様化がございます。さらに細分化し、それぞれのお客様に合ったサービスで寄り添い続けるということで、その意味ではMVNOの事業者さんは、パートナーということで、それぞれ一人一人のお客様に合った形のサービスを提供していくと、そこに新たな価値を見つけ出すと、そのような観点で考えていきたいと思っています。

相互に連携し合い、市場の拡大を目指していきましょう、いろいろな放送の関係、あるいは、遠隔医療や、地域貢献、DXを進めてまいりますというような、いろいろな5Gの特長の安定通信、高速大容量、リアルタイム、でそれぞれのサービスの提供をさらに行っていくます。

こちら、活用の事例でございますが、3Dモデルで、現場に職人、熟練者が少なくなってきていますので、遠隔で現場の指示をするというような形のものを、少しご紹介をしております。

あるいは、こちら放送局様とのワイヤレス中継を実現し、スタジオと現場を結ぶといったところでも高速大容量、あるいは、リアルタイム性という機能を生かしまして、中継をしていくと、そのような形で考えております。

本委員会の期待ということで書かせていただきます。多様なステークホルダーが相互に連携をして、新たな価値を創出していききたいということで、私も本委員会、関口先生ではございませんが、敷居が高いなと少し思っていますので、その敷居を低くする意味になるかどうか分からないのですけれども、私の気持ち的には電気通信未来推進委員会ぐらいの気持ちで、これからどのように一緒に歩き続けましょうかということ、基調講演の中でも誰も取り残されない、新たな成長の機会を一緒に実現していくと、そのような観点で、委員会の勧告あるいはあっせん等々のご紹介もございましたが、基本的には、やはり何か問題が発生したときには、あっせんの範疇で、3者で論点の整理をしながら、もう一度また事業者間での話し合いに持っていくということの、そのスキームだけがうまく回っていき、新たな成長領域と一緒に歩んでいければいいかなというふうに感じております。

新しい今後のデジタル社会の実現に向けて、いろいろなサービスを提供していきたいと思っていますので、特に5Gの使い方という点では、私どもも、今勉強しながらということでございますが、それぞれの地域、場所で、DX中心なのか、地域貢献も含めて、いろいろ一緒に検討を進めていければありがたいなというふうに思っております。

説明のほうは以上です。清聴ありがとうございます。

【小塚委員】 どうもありがとうございました。

十人十色の顧客ニーズに寄り添っていくためには、MVNOは大切な連携のパートナーだというお言葉をいただいた一方で、MNOから見ても紛争処理委員会は敷居が高いという、また少しお叱りをいただいてしまったのですけれども、ここで両事業者からのご意見を伺いましてのコメント、ご意見、あるいは、ご質問などを提起する機会をつくりたいと思います。

先にちょっとお叱りをいただいた仲間というわけではないのですが、紛争処理委員会の委員をお務めいただいている弁護士の三尾先生からご発言いただけますでしょうか。三尾先生、よろしく申し上げます。

【三尾委員】 ありがとうございます。

確かに敷居が高いということを何回もお聞きして、なかなか苦しいところではあるのですけれども、この紛争処理委員会というネーミングがいま一つよくないのかなと今少し思ったところです。

私のほうから1つ質問させていただきたいのですけれども、MVNOとMNOの両方について、先立ってアンケート調査をさせていただいたところ、やはりMVNOのほうの

意見としては、MNOの情報開示が不十分であるということで、その辺が非常に障壁になっているというようなご意見や、一方で、今、ご発表の中であったように、MVNOの質的・量的な不十分さといえますでしょうか、少し足りないところがあるといったようなご意見が見受けられたんですけれども、MVNOの観点からのご質問なんですけれども、5G時代に向けて、事業者間協議の構造的や横断的な課題といったものがあるとした場合に、情報と人材の格差といったところが大きいかと思うのですね。それに関しまして、どのようなことがこれから必要だと思っていらっしゃいますでしょうか。その点1点ご質問させていただきたいというところです。

【小塚委員】 これは島上様に対するご質問でございますね。

【三尾委員】 そうです。お願いできますでしょうか。

【小塚委員】 それでは、島上様、お願いできますでしょうか。

【島上氏】 質問の内容ですけれども、5G時代において、もう一度ご質問よろしいですか。

【三尾委員】 質問が少し長々としてしまったので分かりにくかったかもしれないですけれども、アンケート調査の結果だと、情報の格差や人材的な格差が大きいので、なかなかMNOとの交渉が難しいといった課題があるというようなご意見をお伺いしたのですが、その点について、MVNO委員会として、MVNO全体のご意見なのか、委員会としてどのようにお考えになっているのか、全体の、中小も含めましたご意見と、委員会としてのご意見と、その辺についてお伺いできたらと思うのですけれども。

【島上氏】 情報の格差といえますか、技術情報の格差等も含めて、今、MNOあるいは移動通信のシステムの裏側は、当然非常に複雑で高度になっているとは思っております。そのような中で、自分たちがどのようなことができるのかといったことを考えていくための材料を、MVNO側が必ずしもきちんと持っているのか、当然その部分は我々MVNO側が努力をしなければいけないところだというふうにも思うのですが、その辺りの若干の問題点というのはあるだろうと感じます。

一方で、我々もMNOが持つ設備を有効に利用したいという観点も当然持っておりまして、そのような観点においてはMNOがどのように考えているのかという情報を開示していただくということは非常に有効だと思います。

そのような意味で、先ほど申し上げたように今、MNOとMVNOは、敵対関係のような関係が、競争相手であるという側面が、非常に強調されるのですけれども、MNOとM

VNOは当然設備を持つ、あるいは、その設備を活用する立場だとすれば、MNOが作った設備をより有効にMVNOが活用するという観点で、MVNOからさらなるこのように使えばいいというような情報提供があれば、そこはもっとスムーズに進むだろうと思っております。

一方で、MVNOの側でも、もっともっと勉強しなければいけないといったところは当然あるわけで、そのような中では、業界団体としては勉強会を開いたり、5Gをよりよく知る、あるいは、MNOの設備を知るといことで、勉強会等やってはおります。答えになっておりますか。

【三尾委員】 ありがとうございます。それぞれ努力されている中で、その両者の活動をスムーズに、円滑に連携するための方法として、例えば、当委員会がお役に立つようなことというのは想定されるのでしょうか。

【島上氏】 紛争処理委員会の活用、紛争処理スキームの活用がハードルが高いという話が言われておりますけれども、先ほどおっしゃったように、やはり紛争処理スキームという名前自体が我々としても若干の躊躇する話があるのかなというふうには改めて感じました。

一方で、第三者がいたほうが、話が進むというのはよくある話ですので、その辺りは我々のほうでもより気軽に活用してみるといったことを行ってみてもいいのかなとは思いました。使ってみないと分からない部分はありますので、まずはそこからかなと感じました。

【三尾委員】 ありがとうございます。

山崎さんのほうにもご質問させていただいてよろしいでしょうか。今日プレゼンいただいた最後の9ページですけれども、本委員会への期待というところで書いてくださっているのですが、5Gの新しい時代に向けて、これまでとは違った様々な分野のステークホルダーが参加していくということになると思うのですが、当委員会に対するサポートを期待されている点では、これまでのようなMVNOとMNOの関係ということに加えまして、もう少し外の事業者、ステークホルダーも含めた形のビジネスモデルに関してのご相談といたるところまでも期待されているとお伺いしてよろしいのでしょうか。

【小塚委員】 山崎様、いかがでございましょうか。

【山崎氏】 ご質問ありがとうございます。個人的な回答になってしまうかもしれませんが、例えば、先ほど少しサンプルで遠隔医療というお話をしましたが、やはりそのような意味だと監督官庁はまた別になりますので、結局、一日本国民が使うために使いやすい

方法は何だろうということを見ると、お医者さんなのか、病院の世界にもある程度歩み寄りをしていただくなど、そのような観点が必要だろうと、単にもしもしとか、メールでやり取りする時代から、少しステージが上がってくると思いますので、日常生活で関わる全ての人のステークホルダー、その使い方によってはいろいろな人たちが入ってきて、そのような意味では、2事業者の間だけではなくて、3事業者、4事業者という複数で話し合いをして、新たな生活のステージを上げていくという形がいいのかなと。あるいは、地域格差があるのであれば、デジタル田園都市構想という構想も総理大臣から出されていますので、大都市圏でも、田舎の僻地であっても、同じようなサービスレベルを提供できる、あるいは、享受できるというような世界のためには、どうしても各自治体だったり、それぞれのステークホルダーの方と、先の5W1Hという話をしましたけれども、それぞれの使い方、関係者のプレーヤーが複数現れないとなかなか難しいなと、欲を言うと、うまく補助金を出していただけるとありがたいなと、その補助金は出ませんか、と委員会から出るともっとありがたいなと思うのですけれども。すみません、以上です。

【三尾委員】 どうもありがとうございました。

【小塚委員】 ありがとうございました。

現在の電気通信紛争処理委員会の法制度上の与えられた任務を少し超える部分があるかもしれないのでね、場合によっては、山崎さんがおっしゃるようなことを実現しようとすると、さらに制度を変えていく必要があるかもしれません。

パネリストの中で大谷さんにお待ちいただいております、大変申し訳ございません。電気通信法政策に非常に精通しておられる立場から、今日のお2人のお話に対して、ご質問、ご意見などをぜひ提起していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

【大谷氏】 大谷でございます。発言の機会をいただきましてありがとうございます。

やや感想めいたところからですけれども、基調講演の関口先生の資料にもありましたけれども、モバイルのマーケットでは、昨年ぐらいから、MNO各社から様々な新料金のプランが発表されておりますし、MVNOの各社からも低廉な料金プランの発表をいただいているところですが、20GBぐらいの中容量のマーケットを想定しますと、MNOのサブブランドとMVNOが同じような価格帯で競争されているということが実情かと思えます。

そうしますと、MVNOの皆様にとってはどのようなサービス戦略、それから、価格戦略をこの後選択していけばいいのかというのは先行き不透明な状況、予測が難しいという状況が続いているのではないかと考えている次第です。

「競争ルールの検証に関するワーキンググループ」でちょうど関口先生とご一緒しているわけですが、9月にまとめられた直近の報告書でも、サブブランドを含むMNO各社との関係がMVNOに与える影響について引き続き検証していきましょうということが述べられていますので、これからMVNOの活路というか、活躍の場をどのように設定していくのがいいのか、今ご説明いただいた中でも構想をいただいているように、従来の低価格帯のサービスだけではなく、5Gなどにおいて高い付加価値を提供し、しかも、利用者のニーズに即した専門的なソリューションを提供していくということを活用として考えていらっしゃるということのようだと思います。

このためには、やはりMVNOの皆様でサービス設計がフルで様々なことができるという自由度を高めていく必要があると思っております、MNOの皆様からネットワーク機能の提供が行われる際に、MVNOのサービス設計が自由になるように何をさせていただくのがいいのか。しかも、そのサービスのスタートが、MNOと同時にされるということがまた非常に重要だと思っております、これは今年の6月に公正取引委員会からまとめられた報告書について述べられているところだと思います。

ここでドコモさんに教えていただけるとありがたいのですが、先ほどご説明いただいたように、5W1Hのパターンが多様化しているということが現状だと思いますけれども、MVNOの皆様とのイコールフットィング、それから、サービスの自由度を高めるという観点から、MNOの側としてどういう取組が望ましいのか。先ほど制度上の改正も行われるという見通しをご説明いただいているのですが、やはり自立的にMNOさんとしてどのようなプランを持っているのか。ステークホルダーの皆様との連携を深めたいと述べていただいておりますので、具体的なお聞かせいただければと思っております。

また、ドコモさんのご説明を受けまして、MVNOの立場でどのように受け止められるかについても引き続き教えていただければと思っております。

以上でございます。

【小塚委員】 それでは、まず山崎様からいかがでございますでしょうか。

【山崎氏】 ご質問ありがとうございます。非常に難しいご質問ではあるのですが、私どもも5Gの使い方というのは、そのシステムや、技術的な面からも、どのように利用できるかということは勉強しながら、ステークホルダーといろいろと申し上げたのは、5W1Hで先ほども資料のほうには少し入れさせていただいていますが、例えば、工場などの熟練者が少なくなってきていますと。実例としては、海外にも工場をお持ちの会社様があ

りまして、外国人に対して遠隔で、日本の熟練者が、先ほどの画面を見ながら、ここはそうではない、手をそっちにやるのではないなど、こうやって物を作るんだよというようなことの指導をしていますので、そのような意味では、1件ずつの案件、ソリューション案件と私どもの中では呼んでおりますので、そのソリューションを、繰り返しになりますが、誰のためにどのように5Gを使ってどのサービスをいつから出せるかといったところを、今、私どもの法人営業の部隊も1件ずつ考えて、知恵を出しながらということで、5Gのサービス開始をしたときには、ドコモの中では5Gオープンパートナープログラムというような形で、共用できる会社様はぜひ手を挙げてくださいということで、ある程度のNDAを結んだ形で1件ずつ案件を育てていきたいと思いますというのの営みをしてございますので、その中に逆にMVNO事業者様も入っていただくような形で考えていければよろしいのではないかなと。

例えば、今、各MVNOの事業者様のお付き合いしている法人様がいらっしゃって、実はこのようなところを少し困っているのだけれども、何かソリューションがないだろうかというようなものがあれば、その点については、逆にパートナーとしてドコモが、あるいは、KDDIさん、ソフトバンクさんも含めて、提案をいただければ、お金が流れる前提ではありますが、一緒に検討していくということではできると思っています。回答になっていますでしょうか。

【小塚委員】 ありがとうございました。

先ほどから、山崎さん、5W1Hということをおっしゃっているわけですが、そこにもう1つ付け加えるならば、それについてのソリューションを誰が出すかというところがあり、ここにまさにMVNOの役割というものもあると今おっしゃっていただいたのですが、島上様、これをお聞きになってどのようにお感じになりましたでしょうか。

【島上氏】 今MVNOが非常に注目されていますのは、どうしてもコンシューマー向けの今までのMNOと違った選択肢といったところで、シンプルで低価格で、低容量でといったところでこの数年MVNOは非常に大きく伸びまして、それだけ市場がそれを望んでいたといったことかと思っております。

そのような中で、市場のニーズがあるということで、MNOからも同等のサービスがどんどん出ているといったことに関しまして、コンシューマー向けの移動通信市場がMVNOの参入によってこれだけ大きく変わったといったことかと思っております。

その場合には、割と画一的なサービスを多数売るといったようなモデルの下でMVNOは

発展してきたわけですが、これは言うまでもないですけれども、これから人口が減っていく日本でこの市場がずっと伸びるわけでもない。そうすると、限られたパイを取り合うだけの話になっていく一方、今Society 5.0と言われる中で、IoTや、いろいろなものをネットワークにつないで新しい価値をつくっていくといったところにおいては、もしかすると移動通信という範疇ではないかもしれないですが、無線通信をいかに社会の発展に組み込んでいくかといったところで、全く違ったネットワークの使い方がいっぱい出てくるだろう。そのような中で、今まで何かMNOが持っている機能をMVNOで使う、肩代わりするといったときには、MNOにその機能を作っていただくか、あるいは、その機能を有する設備、これをMVNO側に持ってくるということしかやりようがなかった。

今5Gの時代になるときに、これは5Gだからということではなく、技術の進化が5Gと動いているところに仮想化という技術がありまして、仮想化することによって、そのような機能をMNOの設備の中により簡単に入れ込むことができるような世界になっていくだろう、あるいは、MNOの設備をリモートから、APIでコントロールするようなこともできるだろう。そうすると、MNOの設備の中でMVNOが特徴を持った機能を提供するような世界観がつかれるのではないかと。そのような観点で我々がVMNOというものを提案して、このような世界があるのではないかと申し上げた次第です。

そのような中から、先ほどおっしゃっていただいたような新しいサービスが生まれてくるでしょうし、移動通信あるいはICTという発展にMVNOが貢献できるところがあるのかなと感じております。

【小塚委員】 ありがとうございます。いろいろな可能性、将来ビジョンを示していただきましたところで、このパネルディスカッション第2のテーマを提示しております。このような新しいビジネスの可能性、新しい市場動向を踏まえて、ときに、あるいは、しばしば敷居が高いとも言われる電気通信紛争処理委員会にどのような役割があるかということでございます。大分その辺りにもう議論が及んでいる感じもいたしますので、これは直接、また、委員でいらっしゃる三尾先生に、これまで出てきた議論を踏まえて、これから委員会には何ができるか、あるいは、何を期待されているとお考えか、そのような辺りをいただけますでしょうか。

【三尾委員】 ありがとうございます。あっせんは何件か実例があるのですが、それでもやはりなかなか敷居が高いというようなご意見かなとお伺いいたしました。

ただ、今回やはり5Gの新しいビジネスモデルを一から構築していくという中で、MV

NOとMNOのビジネスパートナーとしての新しい役割が大きくなっていくだろうということをお二人のご意見をお伺いしていただきましたので、当委員会の役割としては、紛争が起きた後の事後処理ということではなくて、ほかのステークホルダーとの関係の中で新しいサービス、ソリューションを提供していくための事前のご相談窓口として活用いただけるとありがたいなと思うのですが、この点はいかがでしょうか。ご両人にお伺いできればと思いますけれども。

【小塚委員】 ありがとうございます。お2人にお聞きする機会を最後に作りたいと思いますが、その前に、大谷さんからもぜひ、今度は外から見て、この委員会にどのような役割を期待されるか、あるいは、どのような役割をすべきだというふうにお叱りをいただくか、その辺りのご発言をいただければと思います。よろしくをお願いします。

【大谷氏】 ありがとうございます。この紛争処理委員会というのは、中立性や専門性ということで、普通の紛争処理機関とはやはり違った性格を持っていると思っています。そのため、実際にこじれた問題をそこで解決するというだけではなく、政策当局が問題の気づきをここで与えられるという効果も今までであったのではないかと考えております。

先ほど基調講演でいただいた数々の事例のご紹介や、それから、田村委員長からもお話があったと思うのですが、事業者間の契約の慣行を整えたり、あるいは、競争ルールの整備につながっているという事例を多数ご紹介いただきましたし、音声卸は本当に端的にそのような世界だったと思っています。

そのため、これからMNOの皆様もMVNOの皆様も、あるいは、ユーザーからの問題提起も含めて、ネットワーク機能の開放や、そのような交渉に際して、事業者間協議を進めていく中で様々な問題を感じたときに、あっせんという形で、あるいは、あっせんのための事前相談のようなスタイルでご相談いただければ、恐らくこの顔ぶれは非常に長年専門的にこの分野で知識もノウハウも十分におありの先生がそろっていらっしゃるということもありますので、新たな勧告を出すなど、勧告までいかなくても、競争ルールの整備について多くの示唆を与えてくださるのではないかなと思っています。先ほどからネーミングが気に入らないというようなご意見もあったのですが、そういった役割を期待しつつ、委員会にインプットしていただくというのがいいのではないかなと。特にMVNOにぜひそういったインプット役をお願いできればと、私としては期待しております。

以上です。

【小塚委員】 ありがとうございます。大谷部長も、それから、三尾先生も、比較的やわらかい形のそのような意味では委員会の活動、今の中で言えばあっせんのような活動等に対する有用性というようなことのご指摘であったかと思います。

島上様、山崎様、そのようなことをお聞きになって、その辺りの可能性があるとお考えでしょうか。

島上さんから一言いただけますでしょうか。

【島上氏】 私自身もやはり紛争処理委員会というネーミングには、やはり紛争を処理する場であるというイメージは当然持っておりまして、何度か紛争処理委員会でも委員の方々にご説明をさせていただいておるのですが、紛争処理というところで非常にイメージとしては強かったと。今日の議論を聞かせていただいて、少しイメージが変わってきました。そのため、そのような話をもう一度、やはりMVNOも業界として理解して、少し違った形の活用、協力関係というものも考えてもいいのかなと思いました。我々は決して紛争をやりたいわけではなくて、協議をして、新しい価値を作っていきたいので、そのような形で紛争処理委員会とご協力できればと感じました。

以上です。

【小塚委員】 ありがとうございます。

山崎様もお感じになったことございますでしょうか。

【山崎氏】 率直に申し上げますと、あっせんというところを2つに分けて、従来のあっせんと、先ほど門前払いのような解説も少しありましたけれども、ドコモに門前払いを受けましたというあっせん、このようなことをやりたいのに門前払いです、新たな成長を止められています、まずその検討の俎上に、コミュニケーションを図る場をくださいというようなあっせんがあってもいいのではないかと少し感じました。

【小塚委員】 ありがとうございます。非常に前向きなご発言だと思います。私も法律がバックグラウンドですけれども、法律学の中で最近出てきている議論で、紛争解決学というような、あるいは、交渉術というような分野があります。その教科書などによく出てくる、もともとこれはアメリカの教科書に書いてある話ですけれども、兄弟か姉妹か、子供が2人いて、1個のミカン、アメリカなのでオレンジを取り合っている。1個なので、切ってしまうと、オレンジですから、ぐちゃぐちゃになってしまうわけですね。しかし、よく聞いてみると、1人は食べたいと言っている、1人はそれでマーマレードジャムを作りたいと言っている。それでは、皮をむいて、ジャムの材料にして、中のオレンジはもう

1人の子にあげれば両方満足ではないかと。こんな簡単に物事が解決すれば苦労はないと思う反面で、それはやはり1つの例え話であって、そのような形で、一見紛争に見えるものを通じて、実はプラスのWin-Winの世界をつくっていくと、ここが大事なところだと思っんですね。そのようなお話を今日はいただけたのではないかと思います。

結局この5G時代に新しいビジネスを作り出していくためには、いろいろなアイデアが出てくる必要がある。いろいろなアイデアが出てくるというのは、それはもちろんMNO各社、非常に優れた方がたくさんいらっしゃるでしょうけれども、しかし、やはり1つの会社よりはたくさんの会社、たくさんの事業者の方がアイデアを出したほうがより豊かな社会になると思われまので、そのためには、そこにやはりスタートダッシュの遅れがあっては多分いけない。そして、同じラインでアイデアを出し合うためには、実はそのアイデアを出す前提となる様々な情報が必要になるというところで、恐らく第1部で関口先生がご紹介になった情報の開示のような制度化ということも今議論になっているということではないかと思います。

そのような中で、事業者間の交渉を進めていくための1つのパーツ、1つのエレメント、要素としてこの委員会をご活用いただければと私も感じましたし、一委員としてはそのようなところでお役に立てるならば尽力したいと感じた次第でございます。

お時間少し過ぎたかもしれませんが、パネルディスカッションをこの辺りにさせていただきたいと思っます。今日はパネリストの皆様、貴重なご発言をたくさん賜りましてありがとうございます。今後とも委員会として努力していきたいと思っます。

【司会（浅川調査専門官）】 パネリストの皆様、モデレータの小塚委員、ありがとうございます。

●講評・閉会挨拶

【司会（浅川調査専門官）】 それでは、最後に当委員会、荒川薫委員長代理より、全体の講評と閉会の挨拶を申し上げます。

それでは、荒川委員長代理よろしくお願ひいたします。

【荒川委員長代理】 電気通信紛争処理委員会委員長代理の荒川です。本日は大変お忙しい中、当委員会発足20周年記念シンポジウムをご視聴いただき、誠にありがとうございます。

それでは、若干お時間をいただきまして、本日の内容を振り返ってみたいと思っます。

第1部では、東京大学の五神先生、また、神奈川大学の関口先生にもご参画いただき、4名の講師にご講演いただきました。心に残ったことを2点ほどコメントさせていただきます。

まず1点目は、今後情報通信分野においては事業者間協議が大変重要になってくるということです。すなわち、Society 5.0は誰も取り残されないインクルーシブな社会ですので、本格的な5G、そして、Beyond 5Gの急速に進展する技術やサービスの成果を国民の誰もが享受するためには、様々な立場の利用者が多種多様なサービスの中から自分のニーズに合ったものを選択できるということが重要なのです。

このような多種多様なサービスの実現には、様々な分野の事業者がそれぞれの創意工夫を凝らした魅力的なサービスを実現する必要がある、このためMNOとMVNOなど、事業者間の協議の活発化や円滑化が今後ますます期待されます。

2点目は、事業者間協議を円滑に進める上で紛争処理手続の利用は大変有効であるということです。情報通信分野では事業者間協議が進まないサービス開始の好機を逸することになりかねません。あっせんは当事者の了解の下で行われるマイルドかつ迅速な手続です。当事者間協議の一環として利用することは合理的な選択と言えます。

紛争処理委員会は少し敷居が高いというご意見でございましたが、当委員会としても今後生じてくる新たな紛争事案も含め、それらに着実に対応すべく、事業者間協議の実態を常日頃から把握しておくなど、努力していく所存でございます。

第2部では、日本総研の大谷先生、MVNO委員会の島上様、NTTドコモの山崎様にもご参画いただき、MVNOのビジネスモデル、紛争処理の将来ビジョンをテーマにパネルディスカッションが行われました。ここではやはりMNOによる低価格サービスの提供が進む中、また、本格的な5G時代に移行しつつある状況下、島上様からは、お話がありましたように、MVNOが低価格サービスだけではなく高い付加価値を提供できるようにしていくことが重要で、そのためにはMNOとMVNOのパートナーシップが構築され、課題が解決されていくことが重要であるということが強く印象に残りました。

この点、小塚委員からの総括にもありましたが、MNOとMVNOなどの間で事業者間協議が円滑に行われ、良好な関係が構築されていくことが大変重要で、紛争処理という名前はいま一つでございますが、あっせんや協議が大変有効であるということについて、改めて関係者の皆様にご認識いただけたら、このシンポジウムは大変意義深いものであったと思います。

最後になりますが、冒頭金子大臣からも、当委員会の果たす役割、すなわち、事業者間の紛争を公正かつ迅速に解決するという役割が今後さらに重要になってくるのご指摘があり、多様で低廉なサービスの実現をはじめ、情報通信産業の健全な発展に尽力してほしいというメッセージをいただきました。

当委員会としましては、本日の議論も踏まえ、これからも紛争事案の解決に誠心誠意取り組み、皆様の期待に応えていきたいと思っております。

最後になりましたが、ご出席いただきました皆様に感謝いたしますとともに、開催にご協力いただきました関係者の皆様に感謝いたしまして、閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

【司会（浅川調査専門官）】 荒川委員長代理、ありがとうございました。

これをもちまして、「電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム～デジタル新時代に向けて：事業者間調整の最前線～」を終了いたします。本日は長時間のご清聴、誠にありがとうございました。